

令和4年第1回定例会  
赤井川村議会会議録  
第2日（令和4年3月9日）

◎議事日程（第2日）

- 第22 議案第21号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第15号）  
第23 議案第22号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
第24 議案第23号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
第25 議案第24号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）  
第26 議案第25号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
第27 議案第26号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第28 令和4年度村政執行方針  
第29 令和4年度教育行政執行方針  
第30 議案第27号 令和4年度赤井川村一般会計予算  
第31 議案第28号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算  
第32 議案第29号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計予算  
第33 議案第30号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算  
第34 議案第31号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計予算  
第35 一般質問  
令和4年度の米政策に関する意見書について

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君

介護保険課長	神	信	弘	君	
産業課長	秋	元	千	春	君
建設課長	今	城		豪	君
教育長	根	井	朗	夫	君
教育委員会次長	谷		早	苗	君
代表監査委員	大	西	敏	典	君
選挙管理委員会					
委員長	大	山	政	紀	君

◎議会事務局

事務局長	瀬	戸	雅	哉	君
書記	伊	藤	秋	恵	君

(午前10時00開議)

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。  
これから本日の会議を開きたいと思います。

◎日程第22 議案第21号ないし日程第27 議案第26号

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第26号につきましては、先ほど設置されました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第26号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第28 令和4年度村政執行方針

○議長（岩井英明君） 次に、村長より令和4年度村政執行方針並びに教育長より令和4年度教育行政執行方針が提出されておりますが、まず日程第28、令和4年度村政執行方針を行います。

村長から発言を求められておりますので、発言を許します。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、改めておはようございます。令和4年第1回定例会の開会に当たり、村政執行への所信を述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応も3年目に入り、国内外を問わずまだまだ先行きの不透明感があり、村内においても、宿泊を含む観光事業や各種イベントなど、人流を必要とする経済活動は依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

しかし、ワクチン接種の効果も見られ、今日まで村内で日常生活を送る上では、極端な混乱が発生していないことが、せめてもの救いだと感じており、村民の皆様をはじめ、各事業者における感染対策の取組のたまものだと考えています。

この1年、村としては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、各種国費事業などを活用しつつ、住民生活や事業者支援をはじめ各種行政サービスの提供や公共インフラの改修など、コロナ後を見据えつつ村政運営を進めてまいりました。

つきましては、令和4年度の村政運営におきましても、引き続きコロナ感染予防対策に注意を払いながら、「第四期総合計画後期基本計画」と「第2期赤井川村創生総合戦略」を基本に据え、財政の安定化も念頭に置き、進めていく所存であります。

加えて、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々

との協働が重要であると考えており、人と自然の調和を保ちながら持続可能な開発計画に取り組む企業との連携も大事にしつつ、村内に賦存する様々な資源を活用し、さらなる関係人口の増加を目指したいと考えています。

令和4年度の村政運営の基本姿勢としては、新たに取り組むもの以外、これまで継続的に取り組んできた住民サービス等の施策を大きく変更する考えはありませんが、財政安定化を念頭に、様々な影響も考慮しつつ見直し等も行いながら引き続き進めたいと考えております。

また、介護・福祉（域内交通含む）、医療、農業、観光など村内において、住民生活に直結する課題が数多くあることを踏まえ、一つ一つ丁寧な議論を重ね、次の3つの視点を持って優先順位を見極めながら着実に取り組みたいと考えております。

1つ目は、「元気と活力を感じる村づくり」です。

働く世代の減少は村の元気と活力を低下させる大きな要因の一つであり、基幹産業である農業と観光・リゾート産業に元気がなければ、働く世代の定着は見込めず、村全体に活力が感じられなくなってしまいます。

このため、「農業振興計画」を基本に持続可能な農業振興に取り組みます。

また、観光においては観光地域づくり法人を中心とした活動やキロロ、道の駅などの活動を側面的に支援し、食を通じた観光やふるさと納税などで築いた、関係人口（交流人口）の拡大への取組を引き続き推進します。

また、カーボンニュートラルを念頭に、地熱利用を柱とした「赤井川村エネルギービジョン」に基づく、再生可能エネルギーを活用する各事業は、民間が進める自然エネルギーの活用事業と連携させることにより、将来働く世代の増加に結びつく可能性を含む事業であり、住んでいる人も訪れる人も活力を感じる村になるよう取り組みます。

2つ目は、「安心して暮らせる生活環境の確保」です。

村民一人一人が生涯にわたって心身共に生き生きと暮らせるようにするには、保健・医療・介護サービスや向上や域内交通の確保、さらには子育て支援などを充実させることが生きがいとなる日常を手にするためにも必要なことです。

しかし、本村の限られた財源と人的資源を考慮すると、全てを充実させ継続することは難しいことです。

加えて、余市、小樽を生活圏とする多くの村民にとって、幹線交通や域内交通の確保は、安心して暮らすために重要な条件の一つでもあります。

このため、福祉・医療・介護に関する課題については、村と社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関が引き続き連携を密にし、分野別に課題と役割分担を明確にした中で、地域の方々にも協力をいただき、協働関係を築きながら、課題解決が円滑に進むよう取り組みます。

3つ目は「公共インフラなど公共施設の計画的整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共施設は、これまでも村民生活

の基盤であることから計画的な整備を心がけ、老朽化した施設も財源を考慮しつつ、各種長寿命化計画などを策定し、維持補修を行ってきました。

特に多くの経費を要する大規模工事については、国費・道費補助や財政措置率が高い有利な起債を活用するなど、財源確保を模索しながら優先順位を考慮し取り組んできました。

このため、本年度も継続性や緊急性のあるものや、防災対策など優先度の高い施設の整備や補修を重点的に進めます。

続いて、政策展開の重点事項として、1つとしては、コロナ後を見据えた地域活力の醸成であります。

①として、農業の振興です。

基幹産業である農業振興は、これまでも村の重点施策として様々な取組を進めてきました。中でも土づくり、ビニールハウス栽培の振興、優良農地の確保対策などは継続的に取り組んできたところです。近年は有害鳥獣の対策もその比重は大きくなっております。ただ農業を取り巻く課題は多く、今後も課題を整理しながら着実に解決に向けた取組が必要とされるところです。

このため、昨年度策定した「農業振興計画」に沿って、次の事項について重点的に取り組みます。

道営農業農村整備事業による農地基盤整備事業。

落合ダム・関連施設の適切運用と農業用水の安定供給。

優良農地確保対策と農地流動化対策の強化。

新規就農希望者就農支援の推進。

農業振興補助事業の評価と新しい施策の検討。

農業振興センター（育苗施設）の在り方と運営の検討。

有害鳥獣駆除対策の効果的実施と人材育成。

②として、林業の振興です。

村有林を主体に、民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に沿った事業を進めます。

特に村有林の伐期齢に達した立木の活用については、カーボンニュートラルも視野に伐採・育成計画を作成した上で進めます。

森林環境譲与税の「活用基本方針」に基づく支援。

冷水峠展望所の計画的整備。

村有林造林事業計画の策定であります。

③として、商工業の振興です。

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら新規事業に挑戦し、業績を伸ばしている先例もあり、村の産業の一翼を担っています。

これら事業者は、商工会へ結集し経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会のリーダーシップを期待し支援を行います。

1つとして、商工会運営の安定化を図るための支援。  
経営改善や新規開拓事業への取組の支援であります。

④として、観光の振興です。

村の観光は、キロロを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられますが、いずれも新鮮でおいしい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

また、有志により農業体験や農泊のプランニングを実施につなげる動きもあると聞いております。

このため、観光地域づくり法人赤井川村国際リゾート推進協会を中心とした観光振興が促進されるよう、引き続き支援します。

また、ふるさと納税のPR活動も含め、食と観光が有機的に結びつくよう取組を進めます。

1つとして、赤井川村国際リゾート推進協会（DMO）の活動支援。

ウィズコロナ・アフターコロナの観光振興支援。

道の駅「あかいがわ」地場産品の販売促進支援。

観光振興財源（宿泊税）の確保に向けた検討・協議でございます。

⑤として、再生可能エネルギー関連事業への展開です。

「赤井川村エネルギービジョン」に基づき、地熱や水力など持続可能な再生可能エネルギーを活用した事業の促進を目指します。

特に温泉熱利用については国費を活用し、新たな温泉源の掘削事業に着手するなど、エネルギービジョンの具体化とともに、ゼロカーボンの推進に取り組めます。

また、民間主体で進められる事業については、国の法令遵守を基本とし、村の「再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドライン」に沿った事業者対応を徹底し、開発と保全のバランスをより一層心がけながら、その対応に当たります。

1つとして、温泉熱エネルギーを活用した公共施設の整備。

民間地熱発電・水力発電計画への側面的支援。

ゼロカーボン推進戦略の策定であります。

大きな2としては、村民と協働する行政の展開です。

全ての村民が心身共に健康で生き生きと生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉・介護、子育て支援などの事業を各種計画に基づき実施します。

特にデイサービスセンターは、4月から指定管理者が運営を担うことから、健全な運営と利用者の満足度アップを目指し、村との連携を深め運営に万全を期します。

消防・防災については、北後志消防組合赤井川支署との連携を強化しており、引き続き緊急時の迅速な対応に努めます。

また、令和3年度末に企業版ふるさと納税制度を活用して寄贈される救急救命対応救急車については、装備や訓練など、準備が整った段階で、現有の職員体制により対応可能な範囲で救急救命運用を開始します。

余市赤井川幹線公共交通については4月からの運行が始まることから、今後は域内交通確保についての取組を加速させます。

なお、次の重点事項については村民の皆様との積極的な協働を必要とする施策もあることから、各事業については引き続き丁寧な説明を第一に進めます。

①として、保健・医療については、1つとして、各種健診、健康教育・健康相談等の充実。

自主的な健康づくり・体力づくり活動の支援。

各種健康教育活動による健康管理意識の醸成。

新型コロナウイルス感染症対策の推進。

地域医療体制の充実に向けた総合的な検討促進。

②として、子育て支援については、へき地保育所の保育内容の充実。

妊婦・新生児訪問、個別相談等母子保健事業の推進。

保育所と学校の連携による継続した支援体制の強化。

新生児聴覚検査支援。

産後ケア事業の取組。

③として、高齢者支援（生きがい対策・介護）については、悠楽学園大学の内容充実。

介護三事業の適正管理。

一般介護予防の充実、高齢者サロン、運動教室などの実施です。

総合相談支援の充実。

認知症施策の推進。

在宅医療・介護連携の推進です。

④として、障害者支援については、北後志自立支援協議会等を活用した相談支援体制充実。

各種障害福祉サービスの提供体制充実です。

⑤として、地域福祉については、社会福祉協議会活動の支援。

生活支援体制の強化。

民生委員、児童委員や各種相談員の活動支援。

生活支援体制整備事業の強化。

たすけあい隊活動の推進であります。

⑥として、社会保障については、マイナンバーカード村民保有率のさらなる向上。

国民健康保険、後期高齢者医療保険事業事務の円滑化。

⑦として、消防・救急については、災害時連携対応の強化。

救急救命体制の段階的運用。

日常的な福祉、介護分野との連携です。

⑧として、移住定住対策については、ふるさと納税と連携した施策のPR活動です。

⑨として、防災対策については、整備された防災設備の適正管理と運用訓練の実施。

学校教育活動と連携した防災教育活動の実施です。

⑩として、地域公共交通対策については、地域公共交通バス（むらバス）の運行開始と利

用促進策の展開。

域内交通整備の実施です。

大きい3として、公共インフラなど公共施設の計画的整備です。

①として、村道整備については、幹線道路及び生活道路を中心に国土強靱化計画に基づく防災的視点も持ちながら整備を進めます。

また、路面の損傷などが激しい路線については、優先順位を定め、日常の通行に支障が出ないように補修に努めます。

富田線道路改良工事や村道舗装補修工事などを進めます。

②として、河川整備については、異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や立木の撤去を計画的に行います。

緊急自然災害防止対策事業債を活用した河川整備工事や緊急浚渫推進整備事業を活用した河川護岸工事を進めます。

③として、橋梁整備です。

特に老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」に基づき整備を進めます。

富田線富田橋橋梁補修工事を継続実施します。

④として、簡易水道の整備です。

安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続するとともに、老朽化した施設については計画的に更新を行います。また、緊急時の防災対策にも取り組みます。さらに、水道事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。

主に量水器取替え工事。

都地区簡易水道施設（取水口）の更新。

簡易水道事業地方公営企業法適用に向けた準備の継続です。

⑤として、下水道の整備です。

施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類について「ストックマネジメント実施方針」を策定し、更新を進めています。また、下水道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も引き続き行います。さらに、水道事業同様、事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。

主に公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づく施設改修。

公共下水道事業地方公営企業法適用に向けた準備の継続です。

⑥として、公営住宅などの整備です。

老朽化した公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用ができなくなった村営・村有住宅は取壊しを引き続き進めます。

村営中央団地個別改善改修工事や村有住宅（赤井川地区）解体工事を進めます。

⑦として、その他公共施設の整備です。



各施設の管理は、「公共施設等総合管理計画」に基づき延命化を図りながら村民の利用に支障が出ないよう計画的な維持補修に努めます。

⑧として、生活廃棄物及びし尿の処理についてです。

可燃ごみ及び資源ごみについては、「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については、村の一般廃棄物処理場で適正に処理をしておりますが、今後ごみの減量化と分別の徹底は必要であると考えています。北後志衛生施設組合のし尿処理施設については老朽化対策として新たな施設整備の設計が終了し、本年度から本体施設整備に向けて計画を進めることが合意されています。

大きい4として、財政安定化への取組です。

実質単年度収支で歳入と歳出のバランスが取れていない状況を改善し、財政を安定化方向へ向けるには新型コロナウイルス感染症終息後の情勢を見据えつつ、昨年も申し上げましたが、国費・道費の助成制度の活用はもとより自主財源の確保や民間企業との連携を積極的に展開しなければならないと考えています。

このため、5年後の令和8年度を目標に設定した「財政健全化アクションプラン」を新年度中に明確にし、健全化に向けた取組を推進したいと考えております。

また、デイサービスセンターの指定管理制度への移行を機に、内部組織機構と特別会計を見直し、業務の効率化を進める所存であります。

以上の考え方を基本に置き、令和4年度の各会計の予算を次のとおり提案させていただきます。

一般会計26億3,300万円、後期高齢者医療特別会計1,756万5,000円、国民健康保険特別会計4,285万9,000円、簡易水道事業特別会計1億557万2,000円、下水道事業特別会計7,511万7,000円、総計28億7,411万3,000円の予算を計上させていただいております。

以上、令和4年度の村政執行方針について述べさせていただきました。

私たちを取り巻く世界は、新型コロナウイルス感染症の出現により明らかに変わりました。

経済や人の動きはもとより、価値観や人間の生き方そのものも変わってきていると感じます。

この新しい時代や環境に対応し、村を元気にして次の世代に引き継ぐのは、今を生きる我々の責任であり、また使命であると強く感じております。

私自身、村長の任期最終年度であることから、「持続可能な村となるための基礎づくり」最終年度と位置づけ、村政運営に臨む所存でありますので、引き続き村議会議員の皆様と村民の皆様の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上であります。

◎日程第29 令和4年度教育行政執行方針

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） それでは、令和4年第1回の定例会の開会に当たり、赤井川村教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少やグローバル化の進展などにより人々の価値観や生活様式が大きく変わるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により先行きが不透明な状態が続いており、従来の知識や経験だけでは答えを見つけることが難しい時代となっています。

このような時代に、様々な困難に立ち向かってよりよく生きていくためには、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、協働しながら社会の変化を乗り越えていくことが必要であり、教育には子供たちが豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質や能力を育成することが求められています。

また、このような時代だからこそ、生涯学習の理念に基づき、村民一人一人が学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学習できる環境を整えることが大切であると考えております。

本年度も引き続き、村議会議員並びに村理事者の皆様の深いご理解と村民各位の温かいご支援の下、教育の諸活動が円滑に推進できるよう取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

1つ目は学校教育についてです。SDGsの理念であります「誰一人取り残さない」という考え方を基本とし、持続可能な社会を形成していくために児童生徒が自ら考え、解決していくための手段としてICTの活用、コミュニケーション能力の育成を進めていくことが必要であると考えています。

また、これからの時代においては知識を得ることを主とした教育から、個人の長所や優れた部分を発見し、伸ばしていくことを中心とした教育でなければならないというふうに思っています。

子供たちの資質・能力の育成に向けては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要であり、そのためにGIGAスクール構想で整備されたICT環境を最大限に活用し、全ての子供たちの可能性を引き出すよう努めます。

また、保育所と小学校、小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルの取組の充実を図るとともに、教育環境の整備を進めながら、村全体で子供たちの「生きる力」を育む教育の実現に努めます。

2つ目は社会教育についてです。社会教育では、「第四期赤井川村総合計画」後期基本計画の策定を受けまして、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」の見直しを図り、令和4年度に向けた後期計画を策定したところですが、これに基づき、点検・評価を行いながら関係機関・団体・学校・地域の機能を生かした事業実施に努めるとともに、社会教育施設の運営について計画的な維持管理に努め、村民にとって日常的に使いやすい施設となるよう努力します。

また、コミュニティスクールの取組による、学校教育と社会教育の連携を通じた教育内容の充実と人材育成を図ってまいります。

施策の実行に当たっては、効果的な推進を目指し、重点項目を絞った施策を実行します。  
次に、令和4年度の重点施策について申し上げます。

第1は、「地域とともにある学校づくりの充実」であります。

令和2年度末にスタートしました「学校運営協議会」は本年度3年度から本格運用が始まりました。「地域学校協働活動」の活動と併せ、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「地域とともにある学校」づくりの充実を図ります。

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、子供たちに必要な資質・能力を社会と目標を共有して育成するとともに、「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図ってまいります。

第2は、「新たな時代に対応した教育の推進」であります。

一人一人の子供がこれからの社会を生き抜く力を身につけていくための「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現するために、ICT教育の充実、さらにグローバル化に対応した教育の充実を図ります。

ICT教育では、これまで重点的に整備した学校のICT環境、プログラミングロボットを有効活用し、情報活用能力やプログラミング的思考の育成を図るとともに、子供たちの発達段階に応じて、対面指導とともに遠隔・オンライン教育の双方の指導ができる体制の充実を進めます。

また、昨年度から指定を受けて行っています国のデジタル教科書の先行実施検証事業の活用拡大を図ってまいります。

グローバル化に対応した教育では、これまで本村が長く培ってきました国際交流の成果の上に、保育所での英語活動や小学校1年からの英語授業、小中の乗り入れ授業、中学校での英検の全員受験と無償化の取組等を通して、引き続いて外国語教育の充実を図ります。また、ALTの任用につきましては、契約を児童生徒の実態に合わせたプログラムに対応できる形態に変えることで教育内容の充実を図ります。

第3は、「小中が連携して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

児童・生徒には、将来にわたって生きる力の支えとなる、知、徳、体の調和の取れた教育が重要であり、義務教育9年間に系統性を持たせた「第2期赤井川村小中連携教育方針」を踏まえた教育活動を引き続き実践し、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育の充実を図ります。

小学校と中学校が同じ目線で個々の子供たちの成長を支えるという共通認識と、「自主性と主体性の涵養」という連携教育の目標を共有し、中学校卒業時における「あるべき姿」を

『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かって歩む15歳』

と定め、その姿を実現するために、「小中連携推進委員会」を核に、さらに「赤井川村教育研究会」と連携して、課題に応じたプロジェクトにおける活動を推進します。

また、各校ごとに以下の取組を進めます。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けては

子供たちがこれからの社会や世界に向き合って関わり合い、自らの人生を切り開いていくために、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」が求められています。これらの力を育成するために、

- ・ 持続発展可能な社会の構築を基本理念とします学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラム・マネジメントによる改善
  - ・ 全国学力学習状況調査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実
  - ・ 先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善
- を重点的に取り組みます。

また、小学校での専科教員、小中学校での各種教員加配により、指導方法の改善とともに、系統的教科指導の充実を図ります。

【豊かな心】を育てる教育の推進については

基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるために、

- ・ 考え、議論する道徳授業の職員研修と実践
  - ・ 児童生徒の思いやり・信頼関係を基本とした生徒指導の充実
  - ・ 学校図書の実践と読書活動への支援
  - ・ 児童生徒が協同作業に取り組む植樹活動の実施
- などを重点的に取り組みます。

【健やかな体】をつくるための教育の推進については

体力は、意欲や気力にも大きく関わり、食べることと同様に、子供たちが生涯にわたり心身共に健やかに生きていくための基礎となるものであり、

- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実態把握に基づいた体育活動の改善、充実
  - ・ 歯磨き指導、フッ化洗口や食育の充実など健康教育の推進
  - ・ 部活動やクラブ活動の推進や少年団活動等との連携
- などを重点的に取り組みます。

第4は、「教育環境の充実と保護者支援の充実」であります。

教育環境について、とりわけ学校においては、コロナ感染症に対応した環境の整備等を進めてきたところでありますが、施設の老朽化、耐用年数の経過等から修繕や更新を必要とする施設や設備が出ております。学校施設については、学校施設長寿命化計画を基本とし、国の補助事業の活用を北海道教育委員会と相談しながら、また、その他の社会教育施設についても、改善計画の策定、実施を進めてまいります。

またこれまで使用してきましたスクールバスについてですが、経年劣化が進んでいることから、感染症対策を徹底した車両に更新いたします。

次に保護者支援についてであります。

これまでも、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですが、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、

- ・学習教材への支援
- ・学校給食費無料化への支援
- ・部活動における全道、全国規模大会出場への支援
- ・漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援
- ・高等学校生徒の就学支援の充実

などを重点に、本年度も継続して取り組みます。

第5は、「心と身体を健康を目指す生涯学習の推進」であります。

生涯学習の中核となる社会教育については、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」後期計画を基本に、より多くの村民が生きがいを持って活動できますように、

- ・本と親しむ活動の支援や読書環境の充実
- ・各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進
- ・スポーツ施設の計画的整備
- ・郷土芸能伝承活動の支援
- ・郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進
- ・学校教育活動と連携した国際交流事業の推進
- ・赤井川村文化祭の充実
- ・放課後子ども教室の充実

などを重点に取り組みます。

以上、令和4年度の本村教育行政の主な施策について申し上げます。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、村議会議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 以上で令和4年度村政執行方針並びに令和4年度教育行政執行方針を終了いたします。

◎日程第30 議案第27号ないし日程第34 議案第31号

○議長（岩井英明君） 続きまして、日程第30、議案第27号 令和4年度赤井川村一般会計予算を議題といたします。

この際、日程第30、議案第27号から日程第34、議案第31号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第30、議案第27号 令和4年度赤井川村一般会計予算、日程第31、議案第28号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、日程第32、議案第29号 令和4年度

赤井川村国民健康保険特別会計予算、日程第33、議案第30号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算並びに日程第34、議案第31号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和4年度の予算についての提案説明をさせていただきます。

まずは、一般会計予算書をお開きください。

議案第27号 令和4年度赤井川村一般会計予算。

令和4年度赤井川村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億3,300万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

続きまして、第1表、歳入歳出予算、歳入であります。1款村税3億5,367万4,000円、1項村民税で6,473万3,000円、2項固定資産税で2億7,828万9,000円、3項軽自動車税で436万3,000円、4項村たばこ税で485万5,000円、5項入湯税で143万4,000円であります。

2款地方譲与税4,434万8,000円、1項地方揮発油譲与税で930万円、2項自動車重量譲与税で2,900万円、3項森林環境譲与税で604万8,000円であります。

3款利子割交付金8万7,000円、1項利子割交付金であります。

4款配当割交付金24万円、1項配当割交付金であります。

5款株式等譲渡所得割交付金24万円、1項の株式等譲渡所得割交付金であります。

6款法人事業税交付金130万8,000円、1項法人事業税交付金であります。

7款地方消費税交付金2,600万円、1項地方消費税交付金であります。

8款自動車税環境性能割交付金300万円、1項自動車税環境性能割交付金であります。

9款地方特例交付金113万円、1項の地方特例交付金であります。

10款地方交付税10億4,000万円、1項の地方交付税であります。

11款交通安全対策特別交付金1,000円、1項の交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金365万9,000円、1項の負担金であります。

13款使用料及び手数料3,149万4,000円、1項の使用料で2,832万8,000円、2項手数料で311万6,000円であります。

14款国庫支出金3億3,764万3,000円、1項国庫負担金で4,492万4,000円、2項国庫補助金で2億8,884万9,000円、3項委託金で387万円であります。

15款道支出金6,433万9,000円、4ページ目に入ります。1項道負担金で2,695万1,000円、2項道補助金で3,453万6,000円、3項委託金で285万2,000円であります。

16款財産収入850万2,000円、1項財産運用収入で840万円、2項財産売払収入で10万2,000円あります。

17款寄附金3億6,010万2,000円あります。1項寄附金あります。

18款繰入金1億3,022万1,000円、1項特別会計繰入金で1,000円、2項基金繰入金で1億3,022万円あります。

19款繰越金3,000万円、1項繰越金あります。

20款諸収入6,321万2,000円、1項延滞金加算金及び過料で2,000円、2項村預金利子で1,000円、3項受託事業収入で4,599万3,000円、4項雑入で1,721万6,000円あります。

21款村債1億3,380万円、1項の村債あります。

歳入合計26億3,300万円の計上であります。

続いて、歳出に入ります。6ページ目です。1款議会費4,755万9,000円、1項議会費あります。

2款総務費7億7,101万2,000円、1項総務管理費で7億2,961万9,000円、2項徴税費で1,704万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費で1,903万4,000円、4項選挙費で398万円、5項統計調査費で6万8,000円、6項監査委員費で126万9,000円あります。

3款民生費3億5,011万7,000円、1項社会福祉費で2億8,660万5,000円、2項児童福祉費で6,351万2,000円です。

4款衛生費2億4,504万9,000円、1項の保健衛生費あります。

5款農林水産業費1億4,435万8,000円、1項農業費で1億2,395万円、2項林業費で2,040万8,000円あります。

6款商工費1億762万6,000円、1項商工費あります。

続いて、7ページ目に入ります。7款土木費3億2,271万8,000円、1項土木管理費で933万3,000円、2項道路橋梁費で2億2,697万9,000円、3項河川費で1,806万2,000円、4項住宅費で6,834万4,000円あります。

8款消防費1億5,838万2,000円、1項消防費あります。

9款教育費2億51万9,000円、1項教育総務費で5,654万4,000円、2項小学校費で2,941万1,000円、3項中学校費で4,496万1,000円、4項社会教育費で2,364万1,000円、5項保健体育費で4,596万2,000円あります。

10款公債費 2億4,475万5,000円、1項公債費であります。

11款予備費4,090万5,000円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の26億3,300万円の計上であります。

続いて、8ページ目、第2表、地方債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法についてご説明をさせていただきますが、起債の方法、利率、償還の方法については従前と同様でございますので、説明を省略させていただきます。まずは、起債の目的、限度額でございます。過疎対策事業債については、富田線道路改良工事で680万円、橋梁長寿命化事業で2,170万円、下水道広域化推進総合事業施設整備事業で1,820万円、水利施設等保全高度化事業で390万円、道の駅あかいがわ指定管理業務で3,110万円、基幹水利施設管理事業で530万円、外国語指導業務で590万円、過疎対策事業債計で9,290万円です。続いて、公営住宅建設事業債です。村営中央団地個別改善改修工事等で680万円。続いて、緊急自然災害防止対策事業債で池田川護岸復旧工事で520万円です。続いて、9ページ目です。緊急浚渫推進事業債、板小屋川河川整備工事で340万円、上池田川河川整備工事で160万円、上中の川河川整備工事で430万円、富田川河川整備工事で160万円、緊急浚渫推進事業債計で1,090万円です。次は、臨時財政対策債でございます。臨時財政対策債1,800万円です。起債合計1億3,380万円でございます。

以上、一般会計予算について説明を終了させていただきます。

なお、A4、1枚物につきましては、令和3年度の国の補正による令和4年分の予算計上している資料となっておりますので、後ほどお目通しいただければというふうに思います。

続いて、令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算書でございます。

1ページ目をお開きください。議案第28号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,756万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款後期高齢者医療保険料879万6,000円、1項後期高齢者医療保険料であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項の手数料であります。

3款繰入金876万3,000円、1項一般会計繰入金であります。

4款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

5款諸収入4,000円、1項延滞金加算金及び過料で1,000円、2項償還金及び還付加算金で



2,000円、3項雑入で1,000円。

歳入合計1,756万5,000円の計上であります。

3ページ目に入ります。歳出、1款総務費159万5,000円、1項総務管理費で13万3,000円、2項徴収費で146万2,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,576万8,000円、1項の後期高齢者医療広域連合納付金であります。

3款諸支出金2,000円、1項償還金及び還付加算金であります。

4款予備費20万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の1,756万5,000円の計上であります。

続きまして、令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計予算書であります。

1ページ目をお開きください。議案第29号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計予算。

令和4年度赤井川村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,285万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税2,573万9,000円、1項国民健康保険税であります。

2款使用料及び手数料1万4,000円、1項手数料であります。

3款財産収入1,000円、1項の財産運用収入であります。

4款繰入金1,709万9,000円、1項他会計繰入金で1,709万8,000円、2項基金繰入金で1,000円であります。

5款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

6款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料で1,000円、2項預金利子で1,000円、3項雑入で3,000円。

歳入合計4,285万9,000円の計上であります。

続いて、3ページ目、歳出、1款総務費3,795万2,000円、1項総務管理費で3,717万8,000円、2項徴収費で71万8,000円、3項審議会費で5万6,000円の計上であります。

2款基金積立金420万1,000円、1項基金積立金であります。

3款公債費1,000円、1項公債費であります。

4款諸支出金20万5,000円、1項償還金及び還付加算金で20万4,000円、2項繰出金で1,000円。

5 款予備費50万円、1 項予備費であります。

歳出合計、4,285万9,000円の計上であります。

続いて、令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算書でございます。

議案第30号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算。

令和4年度赤井川村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億557万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

続いて、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款事業収入4,063万3,000円、1項使用料で4,062万5,000円、2項手数料で8,000円であります。

2款繰入金3,513万7,000円、1項一般会計繰入金であります。

3款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

4款諸収入1,000円、1項雑入であります。

5款村債2,980万円、1項村債であります。

歳入合計1億557万2,000円の計上であります。

続いて、3ページ、歳出、1款総務費962万5,000円、1項総務管理費であります。

2款営繕費8,207万5,000円、1項営繕費であります。

3款公債費1,377万2,000円、1項公債費であります。

4款予備費10万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の1億557万2,000円の計上であります。

続いて、4ページ目に入ります。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきますが、起債の方法、利率、償還の方法については従前の例によりますので、読み上げは省略させていただきます。まずは、過疎対策事業債、都地区簡易水道水源改修工事で800万円。簡易水道事業債につきましては、都地区簡易水道水源改修工事で800万円。簡易水道公営企業会計適用債で赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務1,380万円であります。地方債合計で2,980万円、起債の方法については証書借入れまたは証券の発行になります。

以上であります。

最後に、令和4年度赤井川村下水道事業特別会計予算書であります。

議案第31号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計予算。

令和4年度赤井川村の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,511万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目です。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金2万円、1項の分担金であります。

2款事業収入1,191万円、1項使用料で1,190万1,000円、2項手数料で9,000円であります。

3款国庫支出金450万円、1項国庫補助金であります。

4款繰入金4,558万5,000円、1項一般会計繰入金であります。

5款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

6款諸収入1,000円、1項雑入であります。

7款村債1,310万円、1項の村債であります。

歳入合計7,511万7,000円の計上であります。

続きまして、3ページ目、歳出、1款総務費475万8,000円、1項総務管理費であります。

2款営繕費4,941万2,000円、1項営繕費であります。

3款公債費2,084万7,000円、1項公債費であります。

4款予備費10万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の7,511万7,000円の計上であります。

続いて、4ページ目に入ります。第2表、債務負担行為。事項、期間、限度額についてご説明させていただきます。令和4年度水洗便所改造等資金貸付事務委託に係る債務負担行為として、期間は令和4年度から令和8年度までの5年間、貸付額に対する利子相当額であります。下段、令和4年度金融機構が貸し付ける水洗便所改造等資金に係る損失補償、令和4年度から令和8年度までの5年間、貸付額に延滞金を加算した額の範囲内でございます。

続いて、5ページ目、第3表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について説明をさせていただきますが、起債の方法、利率、償還の方法については従前の例によりますので、説明を省略させていただきます。まずは、下水道事業債、あかいがわアクアクリーンセンター施設更新実施設計業務で450万円。下水道公営企業会計適用債では、赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用業務で860万円。起債合計で1,310万円のご

います。

以上で下水道事業特別会計予算書の説明を終わらせていただきます。

なお、一般会計の歳入の詳細については副村長、支出については各課長、特別会計については各担当課長により詳細を説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和4年度一般会計予算の歳入についての説明を申し上げます。

なお、歳入歳出とも前年度と比較し増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計予算書の13ページ目をお開き願います。2、歳入、1款村税、1項村民税、1目個人5,093万1,000円の計上、前年度と比較し1,161万5,000円の増です。令和3年度は、新型コロナウイルスにより収入や人口の減に伴い、現年課税分の減が見込まれておりましたが、令和4年度については3年度の課税実績により増額計上となりました。

同じく13ページ中段、1款1項2目法人1,380万2,000円の計上、前年度と比較して102万9,000円の増です。理由としましては、先ほどと同様でございます。

同じく13ページ中段、1款2項固定資産税、1目固定資産税2億7,525万7,000円の計上、前年度と比較して2億212万8,000円の増です。理由としましては、こちらも同様の理由となります。

同じく13ページ中段、1款2項2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金303万2,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく13ページ下段から14ページにかけて、1款3項軽自動車税、1目軽自動車税436万3,000円の計上、前年度と比較して4万3,000円の増でございます。こちらは、前年度実績により微増となっております。

続いて、14ページ中段です。1款4項村たばこ税、1目村たばこ税485万5,000円の計上、前年度と比較し64万9,000円の増でございます。たばこ税につきましては、ここ数年減少傾向が続いておりましたが、令和3年度実績の見込みから微増となっております。

同じく14ページ中段、1款5項入湯税、1目入湯税143万4,000円の計上、前年度と比較し357万6,000円の減です。入湯税もここ数年減少傾向にあることや新型コロナウイルス感染症により利用者の減少が予想されることから、減額計上となっております。

続いて、15ページ、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税930万円の計上、前年度と比較し30万円の増となります。

同じく15ページ中段、2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税2,900万円の計上、前年度と比較し200万円の増額。これは、本年度の実績から増額計上となります。

同じく15ページ中段、2款3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税604万8,000円の計上、

前年度と比較し137万4,000円の増。こちらも本年度の実績から増額計上となっております。

次に、16ページです。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金8万7,000円の計上、前年度と比較し1万6,000円の増でございます。

次に、17ページに移ります。4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金24万円の計上、前年度と比較し3万円の減でございます。

続いて、18ページです。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金24万円の計上、前年度と比較し6万円の増額でございます。

続いて、19ページです。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金130万8,000円の計上、前年度と比較し139万4,000円の減額でございます。こちらも3年度の実績に伴い、減少となります。

次に、20ページに移ります。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金2,600万円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、21ページです。8款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金300万円の計上、前年度と比較し183万円の増。3年度の見込みにより増額をしております。

次に、22ページでございます。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金113万円の計上、前年度と比較し32万8,000円の減。こちらも3年度の実績に伴い、減額としております。

同じく22ページ中段、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては廃目となります。

次に、23ページでございます。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税10億4,000万円の計上、前年度と比較し1億円の増額計上。令和3年度から国勢調査の速報値におきまして基礎数値となる人口の見直しが行われたことにより増額となります。また、3年度の実績を勘案したことにより増額としております。

次に、24ページでございます。11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金1,000円を計上、前年度と同額でございます。

続いて、25ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金73万4,000円の計上、前年度と比較し77万4,000円の減額です。広域入所保育料負担金の対象者がいなくなったことから皆減となっております。

同じく25ページ中段、12款1項2目農林水産業費負担金292万5,000円の新規計上、道営畑かん調査設計業務の農業者負担分7.5%ですけれども、こちらを計上しております。

続いて、26ページでございます。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料51万9,000円の計上、前年度と比較して2,000円の増でございます。

同じく26ページ下段、13款1項2目衛生使用料49万8,000円の計上、前年度と比較して3万2,000円の減でございます。

続いて、27ページです。13款1項3目農林水産使用料143万1,000円の計上、前年度と比較

して7万8,000円の増でございます。

同じく27ページ中段、13款1項4目商工使用料68万6,000円の計上、前年度と比較して36万4,000円の減でございます。

同じく27ページ中段、13款1項5目土木使用料2,500万1,000円の計上、前年度と比較して5万3,000円の増でございます。

同じく27ページ下段、13款1項6目教育使用料19万3,000円の計上、前年度と比較して10万2,000円の減。3年度の実績見込みによる減額でございます。

次に、28ページに移ります。13款2項手数料、1目総務手数料74万8,000円の計上、前年度と比較して4,000円の減。

同じく28ページ中段、13款2項2目衛生手数料230万9,000円の計上、前年度と比較し10万6,000円の減額でございます。

同じく28ページ下段、13款2項3目農林水産手数料10万9,000円を計上、前年度と同額でございます。

次に、29ページでございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金4,487万9,000円の計上、前年度と比較し173万5,000円の増額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金が大幅な減少となっておりますが、障害児の入所給付・医療費国庫負担金及び子どものための教育・保育給付費国庫負担金が大幅な増加が見込まれることから増額の計上となっております。

同じく29ページ下段、14款1項2目衛生費国庫負担金4万5,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、30ページです。14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億1,230万9,000円の計上、前年度と比較して1億3,968万1,000円の増額でございます。2節のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金で1億2,000万円ほどの増額。また、3節から5節の補助金を新規計上しております。

同じく30ページ下段から31ページの上段でございます。14款2項2目民生費国庫補助金460万2,000円の計上、前年度と比較して327万3,000円の増です。1節の地域生活支援事業費国庫補助金で134万円ほど、2節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で193万円ほど増額計上しております。また、地域生活支援事業国庫補助金については障害者の移動支援事業実績が増加したことに伴う増額でございます。

同じく31ページ中段、14款2項3目土木費国庫補助金6,774万8,000円の計上、前年度と比較して6,643万9,000円の減。公的賃貸住宅等家賃低廉化事業交付金は多少増額しておりますが、それ以外の事業については大幅な減額となっております。事業内容については、歳出で担当課より説明を申し上げます。

同じく31ページ中段、14款2項4目教育費国庫補助金419万円の計上、前年度と比較して397万6,000円の増。こちらは、スクールバス等購入費補助金を新規計上しております。

同じく31ページ中段、衛生費国庫補助金は廃目となります。

同じく31ページ下段、13款3項委託金、1目総務費委託金387万円の計上、前年度と比較して276万2,000円の増です。こちらは、夏に予定されている参議院議員通常選挙委託金を新規計上しております。

続いて、32ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金2,692万9,000円の計上、前年度と比較して170万1,000円の増額となっております。これは、3年度実績により増減をしておりますが、3節の介護給付費・訓練等給付費道負担金と4節の子どものための教育・保育給付費道負担金が大幅な増額となっております。

同じく32ページ下段、15款1項2目衛生費道負担金2万2,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、32ページ下段から33ページにかけてです。15款2項道補助金、1目総務費道補助金471万円の計上、前年度と比較して15万3,000円の増でございます。こちら、昨年度から下刈り事業道補助金が今回なくなり、新たに市町村生活バス路線運行費道補助金を新規計上させていただいております。

同じく33ページ中段、15款2項2目民生費道補助金231万5,000円の計上、前年度と比較して64万6,000円の増。地域生活支援事業道補助金が大幅な増額となっておりますが、国庫補助金同様に障害者の移動支援事業実績が増加したことに伴う増額でございます。

同じく33ページ中段、15款2項3目衛生費道補助金2万2,000円の計上、前年度と比較して3万2,000円の減でございます。

同じく33ページ下段から34ページにかけて、15款2項4目農林水産業費道補助金2,690万2,000円の計上、前年度と比較して220万円の減でございます。基幹水利施設管理事業補助金や農業次世代人材投資事業補助金が大幅な減額となり、次世代農業促進生産基盤特別対策事業補助金を今回新規計上しております。

同じく34ページ上段、15款2項5目教育費道補助金58万7,000円の計上、前年度と比較して1万8,000円の減額でございます。

同じく34ページ中段、15款3項委託金、1目総務費委託金180万1,000円の計上、前年度と比較して12万1,000円の減でございます。こちらは、3年度の実績により減額となっております。

同じく34ページ中段、15款3項2目諸統計委託金2万1,000円の計上、前年度と比較して21万5,000円の減。3年度につきましては経済センサスの活動調査がございましたが、本年度は行われなため大幅な減額となっております。

同じく34ページ下段、15款3項3目農林水産業費委託金15万9,000円の新規計上でございます。こちらは、水利施設等保全高度化事業補助業務委託金を計上しております。

同じく34ページ下段、15款3項4目土木費委託金87万1,000円の計上、前年度と比較して1万9,000円の減でございます。

続いて、35ページに移ります。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入780万4,000円の計上、前年度と比較し82万3,000円の減です。一部新幹線工事に伴う駐車場の敷

地貸付け申請期間終了に伴う減が主なものでございます。

同じく35ページ下段、16款1項2目利子及び配当金59万6,000円の計上、前年度と比較して15万6,000円の減。公共施設整備基金等の利子が減額となっております。

同じく35ページ下段から36ページにかけて、16款2項財産売払収入、1項不動産売払収入1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、同じく36ページ上段です。16款2項2目物品売払収入10万1,000円の計上、前年度と比較して10万円の増。こちらは、スクールバスの更新に伴いまして、現行のスクールバスを入札により売払いを予定していることから、新規計上しております。

続いて、37ページです。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金3億6,010万1,000円の計上、前年度と比較して6,980万円の増額でございます。こちらは、ふるさと納税が伸びていることの増額でございます。

同じく37ページ中段、17款1項2目指定寄附金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、38ページに移ります。18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく38ページ中段、18款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9,500万円の計上、前年度と比較して1億900万円の減額でございます。こちらは、歳入不足を基金繰入れで補うものでございます。

同じく38ページ中段、18款2項2目さくら・もみじ基金繰入金306万6,000円の計上、前年度と比較して41万2,000円の増額。こちらは、事業量の増によるものでございます。

同じく38ページ中段、18款2項3目森林環境譲与税基金繰入金165万4,000円の計上、前年度と比較して302万円の減。こちらは、逆に事業量の減によるものでございます。

同じく38ページ下段、18款2項4目減債基金繰入金3,000万円の計上、前年度と比較して1,000万円の減。こちらも歳入不足を基金繰入金で補うものでございます。

同じく38ページ下段、18款2項5目新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金、令和3年度でご決定をいただきました利子補給事業による50万円の新規計上でございます。

続いて、39ページです。公共施設整備基金繰入金につきましては、廃目としております。

続いて、40ページです。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,000万円の計上、前年度と比較して2,500万円の増です。3年度会計の推移から増額とさせていただいております。

続いて、41ページ、20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1,000円の計上、前年度と同額です。

同じく41ページ中段、20款1項2目加算金1,000円の計上、前年度と同額です。

同じく41ページ中段、20款2項村預金利子、1目村預金利子1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく41ページ中段、20款3項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入22万8,000円の計上、前年度と同額でございます。



同じく41ページ下段、20款3項2目後志広域連合受託事業収入4,566万円の計上、前年度と比較して124万7,000円の増額。国民健康保険健康診査受託料の増に伴う増額でございます。

続いて、42ページでございます。20款3項3目農林水産業費受託事業収入8万5,000円の計上、前年度と比較して3万2,000円の減でございます。

同じく42ページ上段、20款3項4目民生費受託事業収入2万円の計上、前年度と同額でございます。

同じく42ページ中段、20款4項雑入、1目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費高額療養費19万5,000円の計上、前年度と比較して3,000円の増でございます。

同じく42ページ中段、20款4項2目乳幼児医療費高額療養費1,000円の計上、こちらは前年度と同額でございます。

同じく42ページ中段、20款4項3目宝くじ交付金収入327万2,000円の計上、前年度と比較して273万1,000円の増でございます。こちらは、3年度の実績に伴い増額としております。

同じく42ページ下段、20款4項4目保健福祉関係収入1万6,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく42ページ下段から43ページにかけて、20款4項5目雑入1,373万2,000円の計上、前年度と比較して181万1,000円の減。3年度実績見込みより減額といたしました。主に備荒資金組合超過納付金配分金と放課後子ども教室利用負担金が大きく減額となる見込みでございます。

続いて、44ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債9,290万円の計上、前年度と比較して1,380万円の減。3年度は体育館のホール等改修工事を行いました。ところが完了したこと、それから道路橋梁工事料の減により減額となっております。

同じく44ページ中段、21款1項2目公営住宅建設事業債680万円の計上、前年度と比較して3,000万円の減。こちらも3年度悠友団地の個別改善改修工事を行ってりましたが、これが完了したことにより大幅に減額となっております。

同じく44ページ中段、21款1項3目緊急自然災害防止対策事業債520万円の新規計上、池田川護岸復旧工事を対象としております。

同じく44ページ中段、21款1項4目緊急浚渫推進事業債1,090万円の計上、前年度と比較して140万円の減でございます。

同じく44ページ下段、20款1項5目臨時財政対策債1,800万円の計上、前年度と比較して1,300万円の減。前年度実績により減額としております。

同じく44ページ下段から45ページにかけて、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債は対象事業がないことから、廃目としております。

以上、令和4年度一般会計の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 若干ここで休憩します。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算についてご説明させていただきます。

46ページ目、お開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,755万9,000円、前年度より171万円の減で、主に旅費の減少によるものです。

続きまして、48ページから53ページ中段になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額4億4,920万円、前年度より6,585万6,000円の大幅な増で、主な増加要因は年々受入れが拡大しているふるさと納税に関連するお礼の品の費用として7節報償費で3,500万円、募集代行、寄附者管理に要する手数料として11節役務費で約900万円を増加しております。また、12節委託料においては、北海道中央バス赤井川線の路線廃止に伴う地域公共交通バス運行委託料1,776万3,000円と、バスマップの作成をはじめとする公共交通の利用促進やバス利用者との意見交換を図るため利用促進事業委託料として118万円を新たに計上しております。なお、新たなバス運行に伴い北海道中央バス、バス停を供用するため、バス停施設使用料として新たに5万円を計上しております。18節負担金補助及び交付金につきましては、バス補助制度上、令和3年10月から令和4年3月末までの中央バス赤井川線運行補助金を運行実績に応じて令和4年度に補助する必要があるため608万円を計上、併せて地域公共交通活性化協議会の運営支援や公共交通計画の推進事業費として協議会に対する補助金34万9,000円を計上しております。

次に、53ページ中段から54ページへ移ります。2目文書広報費、本年度予算額1,038万6,000円、前年度より389万7,000円を増加するもので、12節委託料に令和5年4月に向けて個人情報保護法の改正に伴う法制支援業務として187万円、併せて令和5年4月から導入される定年延長制度の法制支援業務として132万円を新規に計上しております。

続きまして、3目会計管理費、本年度予算額263万8,000円、前年度より73万9,000円を増加するもので、金融機関において代行収納する公金の窓口収納手数料を新規に計上するものであります。

次に、55ページから56ページ中段へ移ります。4目財産管理費、本年度予算額411万7,000円、前年度より12万7,000円の減で、村有林、村有地、さくら・もみじの管理費用として前年並みの計上となっております。

続きまして、56ページ中段になります。5目財政調整基金費、本年度予算額606万3,000円、前年度より96万2,000円の減額となります。

下段に移ります。6目諸費、本年度予算額100万円、前年同額の計上であります。

次に、57ページから58ページ上段へ移ります。7目交通安全対策費、本年度予算額246万9,000円、前年度より14万1,000円の増となっております。

次に、58ページ中段から61ページになります。8目企画費、本年度予算額2億3,153万円、前年度より1億4,825万6,000円の大幅な増加となっております。主な増加要因は、12節委託料において庁内各種システムの現状調査と分析を実施し、経費の適正化に向けた改善提案業務として最高情報責任者、略称C I Oといたしますけれども、補佐業務委託料として880万6,000円を計上しております。あわせて、再生可能エネルギー事業費においては、カルデラ温泉ほかエネルギー転換設備導入調査委託料としてカルデラ温泉の新規源泉の掘削による温泉熱及び排湯熱の有効活用によるエネルギー転換を進めるための調査業務として1億8,330万4,000円、エネルギービジョンに基づく各種再生可能エネルギーの推進と地域における暮らしと仕事に寄与するゼロカーボンの実現方策を整備するゼロカーボンビレッジ推進戦略策定業務委託料として1,999万8,000円を、令和3年度において基本設計まで実施している白井川旧轟発電所における小水力発電事業化詳細調査においては、河川協議に必要となる3年を1期とする魚類生息調査の3年目調査を行うための費用として341万円を計上し、経済産業省の補助事業により実施すべく予定をしております。

続きまして、62ページ中段から63ページ上段へ進みます。9目庁舎管理費、本年度予算額1,229万4,000円、前年度より31万5,000円の減で、前年並みの計上となっております。

次に、63ページ中段から66ページ上段へ移ります。10目集会施設管理費、本年度予算額950万3,000円、前年度比1万8,000円の減で、落合住民センター、都住民センターなど5つの公共施設の管理費用として前年並みの計上となっております。

続きまして、66ページ中段になります。11目国民保護協議会費、本年度予算額41万9,000円、前年度同額の計上です。

続きまして、下段、2款2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額61万3,000円、前年度比3万円の減となっております。

続きまして、67ページ中段から68ページ中段になります。2目賦課徴収費、本年度予算額1,642万9,000円、前年度比643万円の増額で、主な増加要因は法定である地方税共通納税システム対応改修業務と新たに家屋評価システムを導入する関連費用を新規に計上しているものです。

続きまして、68ページ中段から69ページ下段になります。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,899万8,000円、前年度より190万8,000円の増加で、戸籍法改正によるマイナンバーと戸籍の連携に伴うシステム改修業務の費用によるものです。

次に、2目国民年金費、本年度予算額3万6,000円、前年比27万3,000円の減で、日本年金機構と接続する年金生活者支援給付金システム改修費の減額によるものが要因となっております。

次に、70ページ目へ進みます。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額96

万9,000円、前年同額の計上です。

次に、70ページ下段から71ページ目にかけてご説明します。2目参議院議員通常選挙費、令和4年7月に予定されている参議院議員通常選挙の執行に要する費用301万1,000円を新たに計上するものです。

72ページ目になります。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、本年度予算額6万8,000円で、前年比21万9,000円の減となっており、昨年度実施した経済センサスの終了に伴うものとなっております。

続きまして、2款6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額126万9,000円、前年度比32万円の増で、旅費の増加によるものです。

続きまして、127ページ目へお進みください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、本年度予算額1億5,270万4,000円、前年度より1,231万6,000円の減額で、公債費の償還額の減少が主な減額の要因となっております。

続きまして、127ページ中段から128ページにかけてご説明いたします。2目災害対策費、本年度予算額567万8,000円、前年比139万1,000円の減額となっております。主な増減要因は、昨年度予算で計上しておりました地域防災計画修正業務の終了と新たに防災無線個別受信機を5台買うための備品購入費を計上したことによるものです。

次に、147ページ目をお開きください。10款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額2億3,780万4,000円、前年比118万円の減、同じく2目利子につきましては本年度予算額695万1,000円、前年比242万円の減少で、過疎対策事業債をはじめとする長期債の元金及び利子の計上となっております。

最後になりますが、148ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額4,090万5,000円、前年度より809万5,000円の増で、予算規模額の1%強を予備費として計上させていただくとともに、予算全体のバランスを取るための計上でございます。

以上で議会費及び総務課所管の歳出予算の説明を終わりますが、149ページ以降には債務負担行為に関する調書、地方債の年度末現在高の見込調書及び給与費明細書等を添付しておりますので、後ほどご高欄願います。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 昼食休憩に入ります。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出予算に係

ります主要な部分についてご説明をさせていただきます。

74ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度1億1,940万8,000円、前年度に対して78万6,000円を増額しようとするものです。主な増減の内訳は、人件費でデイサービスセンター指定管理開始に伴い会計年度任用職員1名分が減となるもののほか、19節扶助費で障害者福祉費の移動支援事業給付費及び介護給付費、訓練等給付費で利用者数の増により必要見込額が増えたものです。ほかには、27節繰出金の減、こちらは国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算計上額に伴い昨年比で減額となるものです。

次に、78ページをお開きいただき、下段を御覧ください。3款1項2目老人福祉費、本年度1,614万7,000円、前年度に対して3,595万7,000円を減額しようとするものです。主な減額の内訳は、前年度まで27節繰出金で介護保険サービス事業特別会計繰出金が計上されていましたが、当該特別会計の廃止に伴い不要となったことから減額となるものです。

続いて、80ページをお開きください。3款1項3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、本年度203万7,000円、前年度に対して15万3,000円を増額しようとするもので、実績に基づく推計により計上するもののほか、後期高齢者医療制度の自己負担割合が変わる制度改正に伴い必要となる重度心身障害者医療給付システムの改修業務委託料を計上するものとなっております。

次に、81ページを御覧ください。3款1項4目社会福祉施設費、本年度220万1,000円、前年度に対して210万1,000円を増額しようとするもので、内訳は老朽化した寿住宅の解体工事費2戸分を計上していることによるものです。

次に、3款1項5目後期高齢者医療費、本年度2,750万7,000円、前年度に対して31万5,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年度並みの計上となっております。

飛びまして、84ページをお開きいただき、下段を御覧ください。3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度2,970万円、前年度に対して49万4,000円を減額しようとするもので、主な内訳は人件費の期末手当の割合改正に伴い減額となるものなどです。

続いて、85ページ下段を御覧ください。3款2項2目乳幼児医療費、本年度310万8,000円、前年度に対して26万8,000円を減額しようとするもので、実績に基づく推計により計上するものです。

次に、86ページをお開きください。3款2項3目保育所運営費、本年度1,801万9,000円、前年度に対して400万円を増額しようとするもので、主な増減の内訳は広域入所委託料の12節委託料の増額及び認定こども園や幼稚園入所者を対象とする施設型給付費の19節扶助費での減額で、どちらも利用推計により計上するものとなっております。

次に、87ページ中段を御覧ください。3款2項4目児童措置費、本年度1,268万5,000円、前年度に対して94万5,000円を減額しようとするもので、19節扶助費について児童手当の支給見込みにより減額しようとするものです。

続きまして、88ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総

務費、本年度2,484万9,000円、前年度に対して1,334万6,000円を減額しようとするものです。減額の内訳で最も大きい理由は人件費で、前年度当初予算計上額と比べると退職により2名減となっていることによるものです。そのほかでは、金額としては大きくありませんが、保健活動費において新生児聴覚検査の支援に関連する予算を12節委託料、19節扶助費、母子保健相談指導事業費で産後ケア事業に係る予算を12節委託料にそれぞれ新たに計上しています。

次に、91ページをお開きください。4款1項2目予防費、本年度1,263万5,000円、前年度に対して181万3,000円を減額しようとするもので、内訳としては新型コロナウイルス感染症対応事業費で今後接種が見込まれるワクチンの接種委託料と令和4年度分の北後志での共同接種体制整備負担金を計上しており、本細目に関する予算はその全額が国費での対応となります。

続いて、93ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費、本年度1億7,018万4,000円、前年度に対して1,875万3,000円を増額しようとするもので、増減の主な内訳として墓地・火葬場費の火葬場施設改修工事及び修繕完了による減、また廃棄物処理費では前年度に引き続き北後志5か町村で設置する北後志衛生施設組合の処理施設老朽化について取り進めている下水道浄化槽汚泥の処理を一元化する下水道広域化推進総合事業において令和4年度から実施する施設の建設工事に係る構成町村負担金を計上しようとするものです。

次に、96ページをお開きいただき、中段を御覧ください。4款1項4目診療所費、本年度2,945万8,000円、前年度に対して36万5,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年度並みとなっております。

最後に、97ページ下段から御覧ください。4款1項5目健康支援センター費、本年度792万3,000円、前年度に対して89万7,000円を増額しようとするもので、増額の主な要因としては灯油価格高騰により燃料費の見込額が増額となることによるものです。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、続きまして私から介護保険課所管の一般会計歳出予算について、主要な部分についてご説明をさせていただきます。

81ページをお開きください。下段からになります。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、前年度に対して3,163万6,000円を増額し、6,996万9,000円の計上とするものです。主な増の要因は、デイサービスセンター指定管理開始に伴い介護保険事業特別会計予算を廃止し、一般会計予算にてデイサービスセンター費として3,211万5,000円を計上するものでございます。主な事業の内容としましては、12節委託料にて指定管理料3,114万6,000円を新規計上するもののほか、18節負担金補助及び交付金にて後志広域連合負担金2,995万4,000円を計上するものです。その他、居宅介護支援事業補助金703万5,000円を計上、地域介護力創出支援事業補助金としまして介護職員の初任者研修受講費用1名分の上限額8万

円として計上するものでございます。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

続きまして、83ページを御覧ください。3款1項7目地域支援事業費、前年度に対して576万8,000円を増額し、4,933万6,000円の計上とするものです。増の要因は、こちらもデイサービスセンター指定管理開始に伴い、12節委託料にて日常生活支援総合事業委託料205万1,000円、高齢者世話付住宅援助員派遣事業委託料389万4,000円を新規計上するものとなります。そのほか、生活支援体制整備事業委託料844万8,000円、地域包括支援センター運営業務委託料3,379万2,000円を計上するものです。それ以外につきましては、ほぼ前年並みとなっております。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会及び産業課所管の歳出予算について、主要部分について説明させていただきます。

99ページからになります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額565万1,000円、前年度に対しまして23万8,000円を増額しようとするものです。12節委託料で農地台帳システムの更新業務が新規計上のほかは、前年並みの内容となっております。

続いて、100ページ中段から101ページです。2目農業総務費、本年度予算額4,553万8,000円、前年度に対しまして512万3,000円を増額しようとするものです。増額要因につきましては、細目1、人件費で職員人件費のほか、新たに地域おこし協力隊員1名の対応を予定しているものでございます。

続いて、102ページから103ページにかけてになります。3目農業振興費、本年度予算額2,932万8,000円、前年度に対しまして70万7,000円を減額しようとするもので、前年比での主な増額事業は細目2の農業振興対策費での18節負担金補助及び交付金で、新規就農用のハウス導入を支援する新規就農者育成支援特別対策事業におきまして3棟分を予定し、270万円を措置しております。また、細目4の新規就農後150万円が5年間支給されます農業次世代人材投資事業補助金につきましては、対象者が2名減となりまして、300万円減額となっております。

103ページ下段に移りまして、4目畜産業費、本年度予算額29万1,000円、前年度同額を計上しようとするもので、前年同様の内容となっております。

同じく104ページ中段から105ページになります。5目農地費、本年度予算額1,447万1,000円、前年度に対しまして915万4,000円を増額しようとするもので、増額要因といたしましては細目4の水利施設等保全高度化事業費を新たに設定し、道営農業の整備事業による農地基盤整備費を942万円計上しております。この道営事業につきましては、令和4年度から9年度までを予定しておりまして、本年度は初年度ということで調査設計業務に係る事業費

を計上しております。

続いて、106ページに参ります。6目農業経営基盤強化促進事業費、本年度予算額5万円、前年度に対しまして1万7,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

同じく106ページ中ほどになります。7目農業振興センター管理費、本年度予算額1,043万6,000円、前年度に対しまして9万1,000円を増額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

107ページ中段に移ります。8目地籍調査成果管理費、本年度予算額142万2,000円、前年度と同額を計上しようとするもので、前年同様の内容となっております。

107ページ下段から108ページ、109ページになりますが、9目水利施設管理費、本年度予算額1,676万3,000円、前年度に対しまして136万円を減額しようとするもので、主な減額要因は昨年度ダム管理用の公用車として警報車の購入を終えたことによるものでございます。

続いて、109ページ下段から112ページまでになります。2項林業費、1目林業総務費、本年度予算額2,040万8,000円、前年度に対しまして256万2,000円を増額しようとするもので、主な増額要因は森林環境譲与税の増額を見込み、前年比で約130万円の積立金増額計上、このほか細目4で有害鳥獣対策業務に従事するための地域おこし協力隊活動費を新たに設定し、84万8,000円を新規計上しております。

続いて、113ページから114ページです。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度予算額1,486万9,000円、前年度に対しまして509万7,000円を減額しようとするもので、減額の主な要因は細目1の人件費で537万2,000円の減額、このほかコロナ感染症対策として利子補給補助金を50万円計上させていただいております。

続いて、114ページ中段から116ページにかけてでございます。2目観光費、本年度予算額3,924万3,000円、前年度に対しまして220万円を減額しようとするもので、減額の大きな要因は細目2の観光振興費において観光協会補助金の減額、それとカルデラの味覚まつり補助金の未措置によるものでございます。

続いて、116ページ中段から118ページまでになります。3目小公園管理費、本年度予算額3,894万6,000円、前年度に対しまして271万円を減額しようとするもので、減額要因はパークゴルフ場内に森林環境譲与税を財源に整備しましたバイオトイレの設置工事費が終了したことによるものでございます。

118ページです。中段です。4目保養センター費、本年度予算額1,456万8,000円、前年度に対しまして10万4,000円を減額しようとするもので、昨年度の指定管理者候補者選定委員会に係る経費を皆減したほかは、ほぼ前年並みの計上となっております。

以上で農業委員会及び産業課所管歳出予算について説明させていただきました。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から建設課所管歳出予算について説明させていただきます。



119ページを御覧いただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、前年度に対し6万円を減額し、933万3,000円の計上とするものでございます。ほぼ前年並みの計上となっております。

120ページを御覧いただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、前年度に対し358万1,000円を増額し、1億3,192万1,000円の計上とするものでございます。増額の主な要因といたしましては、14節工事請負費の事業量増と12節委託料の事業量減による減額でございます。令和4年度の予定維持工事につきましては5本ございまして、区画線工事で1万49メートル、舗装補修工事で460平米、側溝土砂上げ、支障木伐採で1,100メートル、西横五番線排水整備工事で1か所、然別線排水整備工事で2か所でございます。それ以外については、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、121ページ下段から122ページを御覧いただきたいと思います。7款2項2目道路新設改良費、前年度に対し1,816万6,000円を減額し、3,380万4,000円の計上とするものでございます。主な減額の要因といたしましては、14節工事請負費で富田線道路改良工事を補助事業の継続でやっておりますけれども、事業量の減が大きな要因でございます。令和4年度は81メートル、残り109メートルとなりまして、令和5年度に完成予定となっております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、123ページ上段を御覧いただきたいと思います。7款2項3目橋梁維持費、前年度に対し4,952万8,000円を減額し、6,125万4,000円の計上とするものでございます。減額の主な要因といたしましては、昨年計上した委託費が必要でなくなったため2,810万5,000円の皆減となっていることと、あと14節工事請負費で1,571万6,000円の減額となっております。令和4年度の橋梁補修箇所につきましては、富田橋1橋のみの補修工事でございます。あと、18節負担金補助及び交付金で570万7,000円の減額、これにつきましては昨年度から行っている橋梁の点検業務でございまして、5年度に1度実施するよう法律で認められておりまして、64橋の橋を令和3年度と4年度に実施するもので、令和3年度は40橋行いましたので、令和4年度は24橋ということで減額となっております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

123ページ中段を御覧いただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、前年度に対し446万5,000円を増額し、1,806万2,000円を増額でございます。増額の主な要因につきましては、14節工事請負費で386万1,000円を増額、これにつきましては災害防止のため国で緊急推進事業が創設され、土砂上げ等の河川整備工事につきましては交付税措置がされたために、住民の安全確保を図るため例年より増額の予算計上をし、事業を進めるためでございます。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、124ページを御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、前年度に対し5,101万6,000円を減額し、6,834万4,000円の計上でございます。減額の主な要因につきましては、12節委託料で429万3,000円の減額、これにつきましては公営住宅の個別改善事業のための設計業務の減額計上でございます。15節工事請負費で4,556万7,000円の減

額、これにつきましては公営住宅の個別改善工事のための工事内容の変更の減額でございます。4年度の工事实施箇所につきましては、中央団地個別改善改修事業で昨年度に引き続き中央団地を3戸、水回りの改善を行いたいというふうに考えております。あと、桜団地の敷地整備工事、これにつきましては最後の3棟目で令和4年度で終了ということになっております。あと、村有住宅の都地区塗装工事が1棟2戸、職員住宅の塗装工事1棟4戸、あと村有住宅赤井川地区の解体1棟1戸を考えております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

以上で建設課所管一般会計予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から教育委員会所管の一般会計歳出予算についてご説明いたします。

129ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算119万8,000円、前年度比5,000円の減。これは、公債費の減によるものです。

次に、下段、2目事務局費、本年度予算5,534万6,000円、前年度比198万円の増。これは、人事異動による人件費の減と、赤井川中学校を卒業した高校生を持つ本村に住所を置く保護者に対し就学に係る費用を助成することにより、保護者の経済的負担軽減のため高校生1人につき月額1万円を助成する高校生就学支援助成金を新規計上したことによる増が主なものです。

次に、132ページ中段、2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算2,345万9,000円、前年度比63万3,000円の減。これは、灯油代、修繕費の増、また3年に1回実施します灯油地下タンク漏えい検査委託料、あとF F式石油暖房機保守点検委託料の新規計上による増と、あとは昨年12月に導入から5年を経過し、学校パソコンリース料が終了したことによる減が主なものです。

次に、135ページ上段、2目教育振興費、本年度予算595万2,000円、前年度比98万3,000円の減。これは、昨年度各校でP Cファイルサーバー等の買換えのための経費を備品購入費で計上させていただきましたが、それが終了したことによる減が主なものです。

次に、136ページ中段、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算1,237万7,000円、前年度比56万6,000円の減。これは、小学校費と同じく灯油代の増、また3年に1回実施します灯油地下タンク漏えい検査委託料とF F式石油暖房機保守点検委託料の新規計上による増と、あとは昨年12月に導入から5年経過しました学校パソコンリース料が終了したことによる減が主なものです。

次に、137ページ下段、2目教育振興費、本年度予算3,258万4,000円、前年度比1,008万5,000円の増。これは、昨年度P Cファイルサーバー等の買換えのための経費を備品購入費で、あと学習指導要領の改訂による教師用教科書、指導書購入費を需用費で計上させていただきましたが、それが昨年度で終了したことによる減が主なものです。あとは、平成20年度

に購入したスクールバスの老朽化が進んでおり、国庫補助金を活用し、更新を行います。児童生徒の安心、安全のため、コロナ対策としてスクールバスに換気扇の設置、除菌コーティングを実施し、補助残分の経費については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定です。

次に、139ページ中段、4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算1,534万4,000円、前年度比79万1,000円の減。これは、放課後子ども教室指導員人件費に係る計上方法見直しによる減が主なものです。なお、中学校3年生を対象に実施する中学生海外研修については、ストラスモア校と打合せの結果、コロナ禍でのホームステイ受入れは難しいとのご意見をいただいたことからホテル宿泊に変更し、これまで7泊10日の日程を4泊7日にし、8月6日から8月12日の予定で一応計画はしております。ただ、いまだ世界中において新型コロナウイルス感染症の鎮静化が見られない中、令和4年度も実施はかなり難しいものと思っております。今年卒業の3年生と今の中学2年生は海外研修には行けないことになるため、今後は高校生用の海外研修事業実施方針を策定し、高校時の希望者募集も海外研修方策を具体化したいと思っております。

次に、141ページ中段、2目社会教育施設費、本年度予算829万7,000円、前年度比18万8,000円の増。これは、生活改善センターの灯油代、管理委託料の増が主なものです。

次に、142ページ下段、5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算306万8,000円、前年度比20万3,000円の減。これは、赤井川ジュニアクロスカントリースキー大会事業補助金の減が主なものです。

次に、144ページ中段、2目体育施設費、本年度予算1,847万円、前年度比2,943万8,000円の減。これは、前年度実施した体育館改修工事終了による減が主なものです。

次に、146ページ中段、3目学校給食費、本年度予算2,442万4,000円、前年度比383万4,000円の増。これは、仁木町へ支払う学校給食業務負担金の増が主なものです。給食調理場も18年を経過し、各所に劣化が生じてきており、本年度から耐用年数15年の大型各種調理器、冷凍冷蔵庫などを5か年計画で更新していく予定です。

以上で教育委員会所管の令和4年度一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の令和4年度後期高齢者医療特別会計当初予算について説明いたします。

詳細につきましては予算資料の30ページから32ページに記載させていただいておりますが、予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、本年度879万6,000円、前年度に対して105万3,000円を増額しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計により増額するものとなっております。

続いて、7ページを御覧ください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、

本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、8ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度876万3,000円、前年度に対して1万円を減額しようとするものです。

続いて、9ページを御覧ください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

次に、10ページをお開きください。5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款3項雑入、1目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

続いて、11ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度13万3,000円、前年度に対して1,000円を増額しようとするものです。

次に、1款2項徴収費、1目徴収費、本年度146万2,000円、前年度に対して1万円を減額しようとするものです。

続きまして、12ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度1,576万8,000円、前年度に対して105万円を増額しようとするもので、こちらは広域連合での試算結果に基づき計上されるものです。

次に、13ページを御覧ください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

次に、3款1項2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

最後に、14ページをお開きください。5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度は20万円を計上しようとするものです。

以上で令和4年度後期高齢者医療特別会計当初予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の令和4年度国民健康保険特別会計当初予算について説明いたします。

こちらも詳細につきましては予算資料の33ページから41ページに記載させていただいておりますが、予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度2,573万3,000円、前年度に対して218万円を増額しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計により増額するものとなっております。

続いて、7ページを御覧ください。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度6,000円、前年度と同額を計上しようとするものです。現在村内に対象者はいませんが、有

資格者の転入などに備えて科目設定のため各項目にそれぞれ1,000円を計上するものとなっております。

続きまして、8ページをお開きください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度1万4,000円、前年度に対して2,000円を増額しようとするもので、内訳は国民健康保険税の督促手数料であり、実績に基づく推計により増額しようとするものです。

次に、9ページを御覧ください。3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度1,000円、財政調整基金は利息の生じない預金形態に変わっておりますが、科目設定としての計上となっております。

続きまして、10ページをお開きください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,709万8,000円、前年度に対して212万2,000円を減額しようとするもので、内訳は基盤安定繰入金の前年実績に基づく減額及びその他一般会計繰入金について予算総額を鑑みて減額となっているものです。

4款2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

次に、11ページを御覧ください。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

続きまして、12ページをお開きください。6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項雑入、1目返納金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項2目雑入、本年度1,000円、こちらも同じく前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項3目広域連合支出金、本年度1,000円、これも同じく前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、13ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度476万4,000円、前年度に対して19万5,000円を増額しようとするものです。増額のうち主な内訳は、12節委託料で北海道の国保標準システムの更新に伴い必要となるネットワーク設計変更業務委託料で16万2,000円を計上するものです。

続きまして、14ページをお開きください。1款1項2目広域連合負担金、本年度3,241万4,000円、前年度に対して436万3,000円を減額しようとするものです。内訳は、後志広域連合分賦金が前年度に比べて減額となっているものです。

続いて、1款2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度71万8,000円、前年度に対して1,000円を増額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、1款3項審議会費、1目審議会費、本年度5万6,000円、内訳は国民健康保険税審

議会の運営に係る経費で、昨年度はこれまでの審議会開催実績により年1回の開催として積算していましたが、今後全道的な保険料率統一の前段階として課税方式を統一するための資産割廃止に向けた検討が行われる予定であるため2回開催での積算としております。

次に、16ページをお開きください。2款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、本年度420万1,000円、主な内訳は財政調整基金の積立金で、今後予定される資産割の廃止や全道統一保険料率の導入において激変緩和措置が必要となった場合に備え分賦金の減により生ずる余剰財源を積み立てようとするものです。

次に、17ページを御覧ください。3款公債費、1項公債費、1目利子、本年度1,000円、前年度と同額で、一時借入金の利子について科目設定としての計上となっております。

次に、18ページをお開きください。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度20万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

4款1項2目退職被保険者等保険税還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4款1項3目償還金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4款1項4目一般被保険者還付加算金、本年度1,000円、こちらも科目設定としての計上です。

4款1項5目退職被保険者等還付加算金、本年度1,000円、こちらも同様に科目設定としての計上です。

次に、19ページを御覧ください。4款2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度1,000円、これにつきましても前年度と同額の科目設定としての計上です。

最後に、20ページをお開きください。5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

21ページからの給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で令和4年度国民健康保険特別会計当初予算についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、前年度に対し64万7,000円を減額し、4,062万5,000円の計上とするものでございます。減額の主な要因は、赤井川地区簡易水道と常盤地区簡易水道で令和3年度の実績に伴う料金収入の減額でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。1款2項手数料、1目手数料、前年度と同額の8,000円の計上でございます。

次に、9ページを御覧いただきたいと思います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、前年度に対し1,503万1,000円を増額し、3,513万7,000円の計上とするもの

でございます。

次に、10ページを御覧いただきたいと思います。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

次に、11ページを御覧いただきたいと思います。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

次に、12ページを御覧いただきたいと思います。5款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、前年度に対し650万円を増額し、800万円の計上とするものでございます。これは、都地区簡易水道水源改修工事を行うため借り入れるものでございます。

下段でございます。2目簡易水道事業債、前年度に対し650万円を増額し、800万円の計上するものでございます。これは、同じく都地区簡易水道水源改修工事を行うため借り入れるものでございます。

下段でございます。3目簡易水道公営企業会計適用債、前年度に対し170万円を増額し、1,380万円の計上とするものでございます。これは、赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務を行うための借り入れるものでございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、前年度に対し85万円を増額し、962万5,000円の計上とするものでございます。ほぼ前年度並みの計上でございます。

15ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、前年度に対し1,387万9,000円を増額し、8,207万5,000円の計上とするものでございます。大きな要因といたしましては、14節工事請負費で前年度に対し1,821万6,000円の増額、これにつきましては都地区簡易水道水源改修工事と量水器取替え工事2本を予定しております。

17ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、1目元金、前年度に対し43万8,000円を増額し、1,232万8,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料の長期債元金の増額によるものでございます。

下段に移ります。3款1項2目利子、前年度に対し8万3,000円を減額し、144万4,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料の一時借入金利子及び長期債利子の減額でございます。

18ページを御覧いただきたいと思います。4款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度と同額の10万円の計上とするものでございます。

19ページ以降の添付資料につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上で令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算書の説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、令和4年度赤井川村下水道事業特別会計予算について説明いたします。

8ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、前年度と同額の受益者分担金2万円の計上でございます。

次に、9ページを御覧いただきたいと思います。2款事業収入、1項使用料、1目下水道

使用料、前年度に対し102万6,000円を増額し、1,190万1,000円の計上です。これにつきましては、現年度分下水道使用料の増額でございます。令和3年度の使用料実績から増額計上となっております。

下段に移ります。2款2項手数料、1目手数料、前年度と同額の9,000円を計上するもの  
でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、前年度に対し150万円を減額し、450万円の計上でございます。これにつきましては、公共下水道補助事業の交付金の額でございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、前年度に対し671万3,000円を減額し、4,558万5,000円の計上とするもの  
でございます。1節一般会計繰入金の減額でございます。

12ページを御覧いただきたいと思います。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度  
と同額の1,000円の計上でございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。6款諸収入、1項雑入、1目雑入、前年度と同  
額の1,000円の計上でございます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思います。7款村債、1項村債、1目下水道  
事業債、前年度に対し450万円を新たに計上するもの  
でございます。これは、公共下水道補助事業の実施設計の行うための借入れ  
でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。2目下水道公営企業会計適用債、前年度に対し480  
万円を増額し、860万円の計上するもの  
でございます。これは、赤井川村公共下水道事業地  
方公営企業法適用業務を行うための借入れ  
でございます。

15ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目  
一般管理費、前年度に対し3万円を減額し、475万8,000円の計上とするもの  
でございます。内容につきましては、ほぼ前年並みの計上  
となっております。

17ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、前年度  
に対し214万3,000円を増額し、4,941万2,000円の計上とするもの  
でございます。大きな増の  
理由といたしましては、12節委託料で184万円の増額  
となっております。これにつきましては、あかいがわアクア  
クリーンセンター施設更新実施設計業務と下水道企業会計の移行業  
務の増額計上  
となっております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上  
となっております。

18ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、1目元金、前年度に  
対し33万9,000円を増額し、1,814万4,000円の計上とするもの  
でございます。内訳といたし  
ましては、22節償還金利子及び割引料の長期債元金の増額によるもの  
でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。2目利子、前年度に対し33万9,000円を減額し、270  
万3,000円の計上とするもの  
でございます。内訳といたし  
ましては、22節償還金利子及び割引料の一時借入金利子及び長期債利子の減額によるもの  
でございます。



19ページを御覧いただきたいと思います。4款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度同額の10万円の計上とするものでございます。

20ページ以降の添付資料につきましては、後ほど高覧いただきたいと思います。

以上で令和4年度赤井川村下水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第31号につきましては、先ほど設置されました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第31号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

若干ここで休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第35 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第35、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問についての発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○1番（連 茂君） 1番、連茂、質問を始めます。少し前段が長くなりますが、質問につながることで、ご了承ください。

最近はやりの言葉にイノベーションという言葉があります。地方に行けば行くほど新しいものを受け入れるといったイノベーションを受容するのに苦労しているようですが、赤井川村公共交通バス購入費のガバメントクラウドファンディングの達成やふるさと納税の躍進、また都市と企業との交流の中で生まれた支援など赤井川村の行政の成果は残り、明るい話題としてしっかりと評価するべきではないかなと感じています。今後も国や道の方針に乗り遅れることなく、イノベーションを受容し、上手に活用してもらいたいと期待しています。

私ごとですが、数週間ほどベッドの上で生活することとなり、この機会にと過去の赤井川

村総合計画を全部読み返してみました。すると、やはりこの村の一番大切な課題は、昔も今も人口減少を食い止めるということが柱かなと感じています。単純に人口減少を止めるには、子供がたくさん生まれ、お亡くなりになるお年寄りを増やさないとことになりませんが、日本ほど成熟した社会では医療の発展とともに、平均寿命は上がるものの、出生率は下がると、以前紹介した「FACTFULNESS」の著者はデータをもって解説しています。つまり様々な行政的支援を積んでも人口減少は進むものを前提として取り組まなければいけません。その難局に向かうためにはどうしたらいいでしょうか。可能性の高い答えとしては、よそから住民を連れてくるということになると思います。私が移住してきた30年前は、どこかよそ者という扱いを受け、残念に感じる時が多々ありました。しかし、最近はそのよそ者のことを選択的土着民と呼ぶようで、自分の意思で自ら選んで村に住む者たちは、村社会の関わりや関係性、そして村の将来に対し強く関心を求め、村の発展のキーパーソンになっている事例も目立ち始めています。まさに村のイノベーションですが、今後の村の課題を解決するためには、そんな選択的土着民に好かれる村づくりが必要になると考えます。

今回は、その選択的土着民に好かれる村づくりにつながる3点について、村長に質問させていただきます。

1番、地域おこし協力隊について質問します。総務省の資料によると、令和2年度地域おこし協力隊の隊員数は全国で5,464名、受入れ自治体は1,065となっています。国は、令和6年度に隊員数を8,000人に増やすという目標を掲げ、令和4年度予算概算要求に一昨年度予算の3倍に当たる6億5,000万円を盛り込む方針となっています。

地域おこし協力隊は、任期が最長3年、地域への協力活動を行いながら移住定住を図る取組で、隊員の活動に要する経費は国からの特別交付税措置がなされ、自治体にとってはとても大きなメリットのある制度です。

一時隊員活動の内容が煩雑に扱われ評判を悪くし、隊員数が伸び悩む時期もありましたが、近年自治体の対応も見直され、田舎志向やコロナ禍の需要の高まりが拍車をかけ、隊員希望者数もかなり増えているようです。

自治体によっては取組方に大きな差のある制度ですが、有効的に利用されている地域にとっては移住定住を呼び込む強い原動力になると考えます。

そのような地域おこし協力隊について、幾つかお尋ねします。

- 1、地域おこし協力隊に対して基本的な方針とこれまでの取組。
- 2、過去の実績、人数や男女比、活動内容や定着数を教えてください。
- 3、募集の要件や募集に係る費用。
- 4、今後の計画と可能性、具体的に今後数年間の目標人数などがあれば教えてください。

2番、新規就農者について。新規就農者に関して言えば、より一層強い積極性を持つ選択的土着志向のある方だと考えます。

政府は、新規就農者育成総合対策費として令和4年度予算概算要求236億円で、認定新規就農者の経営開始資金として最大1,000万円を支給、1,000万円のうち全額無利子融資の上、

その償還金を国と地方が支援するということを発表しています。そのほか、道の支援や村の支援、子育て支援や村独自の住宅支援などを活用すると、私が入村した30年前と比べるとかなり手厚い支援でスタートアップ資金を確保し、農業を始めることができそうです。

また、岸田総理大臣は、半農半Xという働き方の支援など多様な農業者が安心して生産できる農業構築に取り組むと1月26日の衆議院予算委員会で新たな農業形態を後押しする考えを示し、農業と地域おこし協力隊や農業とアーティスト、また農業とプログラマーなど、かなり柔軟な発想と柔軟な施策の必要性を地方に期待すると声明を打ち出しました。

これらのことを踏まえて、新規就農者対応についてお尋ねします。

- 1、新規就農者に対する村の基本的な方針とこれまでの取組。
- 2、過去の実績、人数や定着率。
- 3、募集の要件や募集に係る費用。
- 4、今後の計画と可能性、具体的に今後数年間の目標人数などがあれば教えてください。

大きな3番として、選択的土着民の住まいについて質問します。選択的土着民が最初に抱える問題が住まいです。一昨年の新規就農者の受入れ時にもかなり住宅を確保するのに苦労したと聞いていますが、今後地域おこし協力隊、新規就農者、さらには移住予備軍として田舎志向の強い短期労働者への住宅の確保について、今後どのように取り組んでいこうという考えがあればお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、地域おこし協力隊についてです。1点目の地域おこし協力隊に対しての基本的な方針とこれまでの取組についてお答えします。基本的な考え方としては、これからの地域コミュニティの維持形成に重要であるという認識に立ち、地域おこし協力隊員制度を活用しております。これまで道の駅開業を契機に地域おこし協力隊員設置要綱を制定し、道の駅運営スタッフ活動を主とする業務とそれ以外では、ふるさと納税募集やPR業務、地域の情報発信活動を担うスタッフとして採用し、現在に至っているところであります。

2点目のこれまでの実績についてですが、平成26年10月に地域おこし協力隊員として1名を委嘱して以後、隊員として任期を終えた方が9名、現在活動中の隊員が2名、男性1名、女性1名がおります。隊員を終えた9名、男性5名、女性4名のうち、8名が道の駅運営スタッフとして、1名は役場内でふるさと納税や地域情報発信業務を主に引き続き活動をしておりました。今日現在4名が地域おこし協力隊員をきっかけとして任務終了後も村内に定住しており、定着率は44.4%となっております。令和2年1月に公表されている総務省の調査結果では、活動地と同一市町村内に定住されている割合が50.8%とされていることから、全国平均的な定着率であると認識しております。

3点目の募集の要件、募集に係る費用ですが、募集については総務省から出されている地域おこし協力隊員の推進要綱に基づき、活動内容を明示して、一般財団法人地域活性化セン

ターが運営する全国的な地域おこし協力隊員を募集するJOINのホームページと赤井川村のホームページで募集を展開しております。過去においては、首都圏で開催される地域おこし協力隊募集フェアに参加したこともあります。最近の募集については特段特別の費用を要していません。

4点目の今後の計画と可能性ですが、年々増加する農作物の有害鳥獣被害へ対策を進めるため、新たに1名の地域おこし協力隊員を活用すべく関連予算を計上させていただきました。この協力隊員には、有害鳥獣の駆除業務をはじめ、被害調査活動や適切な処分方法についても産業課職員、関係協議会と一緒に活動を進めてもらい、隊員活動終了後も有害鳥獣の駆除や利活用につながる活動をしてほしいと考えております。今後の可能性という点では、現在の就農研修制度とのバランスを考慮しながら、新規就農を希望する都市部の人材については、協力隊制度を活用して受け入れることができないか、また遊休化している山村活性化支援センターの有効活用を進める上で、地域商社活動など協力隊制度の活用可能性も視野に検討を進めていく考えであります。なお、現時点での目標人数は特に定めておりません。

続いて、新規就農についてでございます。1点目の新規就農者に対する村の基本的な方針とこれまでの取組についてですが、村では平成7年に新規就農者育成に関する条例、規則を制定し、基本的に条例等に基づく受入れを行っています。その間、研修受入れ時の年齢、就農時の営農面積などの受入れ要件、研修中、就農後の支援内容も時代とともに適宜見直しを行い、社会情勢の変化に応じて受入れ態勢の改善充実を図ってまいりました。今後においても、2年間の研修を基本に着実に定着に結びつくよう、研修生農業実習受入れ農家や生産組織、JA、農業委員会、農業改良普及センターなど関係機関との連携をより一層密にして新規就農受入れを進めてまいりたいと考えています。

2点目の過去の実績に関しては、条例制定後23名が新規就農しており、村の補助事業などで定義する就農後5年以内の期間で離農した方はいらっしゃいませんが、それ以降諸事情により3名が離農されています。5年目以降の定着率では87%となっています。

3点目の募集に係る要件、費用、4点目の今後の計画などについてですが、研修要件は今後も条例、規則に沿って募集し、状況と必要に応じて基本を維持しつつも柔軟に対応したいと考えています。毎年度の募集に当たっては、村ホームページや村窓口での直接相談、年3回村内で開催する現地受入れ見学会、全国、全道の農業人フェアの参加を計画し、必要経費を予算措置しております。また、国の新規就農支援措置も令和4年度から大きく変更となります。村内で新制度適用となる令和5年度就農予定者の対応に関しましては、国費事業の具体的な制度詳細を把握した上で、村独自制度との兼ね合いも含め総合的に検討し、対応したいと考えています。コロナ禍という不安定な社会、経済状況ではありますが、今後におきましても毎年2名程度の研修受入れを目標に受入れ態勢、研修内容の充実、優良農地の確保と就農後の定着に必要な対策を講じてまいります。

続いて、選択的土着民の住まいについてであります。村としては、長期間の空き家が発生

しないよう、村が管理する住宅や民間賃貸住宅を優先的に活用しつつ、住宅資源である民間空き家や老朽化は進んでいるが、手を加えることにより活用可能な村が所有する住宅の活用の可能性について具体的な検討を進め、少しでも課題解決が図られるよう取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

連茂君。

○1番（連茂君） まず、1点目の地域おこし協力隊について再質問させていただきます。

とって地域おこし協力隊、僕も今回かなりいろいろと調べたところ、かなりうまみのあるシステムだと思うのです。特に赤井川村、こういう村にとっては人を呼び込むと、特に移住定住の定住者を呼び込むというふうな部分でいうと、とってもうまみのあるシステムで、僕の受けている感じだと早くから地域おこし協力隊に関して赤井川村は取り組んでいることは事実だけれども、中身をよくよく見てみるとちょっと物足りなさを感じているので、今回こういうふうな質問にさせていただいたのですけれども、他町村の例を出して、ここで参考までにとということと言わせてもらいたいのですけれども、ニセコ町に関して言ったら11名の募集を今回しています、今年ですね。令和3年度は29名、7人が卒業して、本年度19名の募集に対し、既に本年度の募集は終了しているというような状態です。あと、ニセコ町といたら特に北海道の中でも名前的には一番ヒットしやすい名前なので、ほかの市町村を見てみると、更別村というのは令和2年度では7名、西興部村は6名、初山別村は5名、猿払村5名、神恵内村5名、これ令和2年度の数字です。赤井川村は、そのときは2名です。あと、全国的に見ると、島根県の海士町という、隠岐の島のところにある島です。そこだと地域おこし協力隊というのは何と40名の方を募集している。あと、町だからということもあるかと思って、村を探してみると、西粟倉村というところがあるのですけれども、そこも実は40名の方。その方たちの、これだけの人数がいるということと、そのホームページなんかを見てみると非常に細かく、例えばアウトドアプロデューサーだとかフードプロデューサーだとかクラフトプロデューサー、コミュニティープロデューサー、クリエイティブプロデューサーなど名称をつけて、そういうふうないろんな呼び込みの仕方というのを戦略的に行っているのです。

そこで、再質問させてもらいたいのですけれども、協力隊の人数、最大で赤井川村としては何名ぐらい受入れが可能か。そして、今目標は掲げていないということを馬場村長が言いましたけれども、できれば総合計画の範囲内でも結構なのですけれども、数値目標があればぜひ掲げてもらいたいということ。あと、定着率44.4%で、全国平均から劣っていないという発言がありましたけれども、実際に中身を見てみると、僕は定着率としては弱いかなと思っています。さらに、全国的には6割が定着している、あと3割が起業しているという総務省のホームページなんかには書かれているのですけれども、起業というふうな面でいうと

どうなのかなという感じします。

あともう一つ、一生懸命やっているところだから、あえてそうなのかもしれないですけども、地域おこし協力隊が抱えているところというのは、毎年活動レポートみたいなのが公表されているのです。赤井川に関しては、その活動レポートというのが全くない。その辺、どのようにお考えしているか、村長の考えをお伺いします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 再質問ありがとうございます。

何点か再質問していただきました。最大何名かということで、前にも議会の皆様のほうにお話を、協力隊というのはどういうふうなのだというのを何回かご質問いただいたときにお答えしていると思うのですけれども、過去に協力隊を採用した反省に立って、あくまでも連議員が今言われるように定着率を上げるだとか起業するだとか、その後村に3年間、協力隊員としての活動が終わった後にいかに定着していけるかという環境を考えながら募集をかけていくということをしていかなないと、単純に人だけ募集して、終わりました、はい、さようならという結果になってしまうということがやっぱり過去の反省に立ちながら進めていかなければならないというふうなことで現在進めさせていただいております。ですから、最大何名というものは今後の例えばプロジェクト事業を進めるだとかなんとかというところが見えてこない、なかなかその人数というものはここで何名入れるから募集しますとかではなくて、どういう状況の下で定着させていくか、極端な話すると仕事として定着していくための受皿を作っていくかというようなことをやっていかなければならないのだろうなというふうに考えておりますので、よその町村がどのぐらいの多くの人数、40人だ、30人だというから、うちがどうのこうのというふうには考える必要もないし、そういう頭は持っておりませんので、あくまでもそういったことを基本にして今後も取り組んでいきたい。それで、まずは今年度予算に上げさせていただいている有害鳥獣の関係については1名、これについては先ほどもお話ししたように、やはりここでその後も活動してもらえよう、特にやっぱり農家さんが非常に苦労しているということがあるので、村の職員というよりは、地域の人間としてそういう活動をリーダーとなっていってくれるような人材をぜひ確保して定着をさせたいなというふうに考えておりますので、そういった考え方で今後も進めていければなというふうに考えております。

あと、活動レポートにつきましては、以前は広報で年に1回ぐらいずつ出していたのですが、今確認すると、ここ一、二年はそういったものを出していないということなので、ただ総務省のほうに出すような報告書みたいなものもありますので、僕はてっきりあれがレポートとなって出ているのかなと思ったのですけれども、そういうのを公表していないみたいなので、おいおいそういったものを、過去にも活動状況なんかを広報でお知らせしましたので、そういったものも含めて総務省に出している報告書なんかの内容も見定めながら、またそういったものも取り組んでいければなというふうに思います。

今後において、地域にそういった、今いる2人もそうですし、今年募集する者もやっぱり

そのまま定着するような形の中でのことを考えていますので、そういった視点に立った形でどんな活動しているかというのを公表していければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 仕事がなければ、当然人も要らないという形になるのですけれども、僕としては村内見ますと、まだまだこういう人がここに入ってもいいなというふうな考えもあるものですから、ぜひ役場の職員の方たちも、この協力隊という事業を使わない手はないよというふうな部分で村内を見回してもらえたらななんていうふうに思います。

人数に関して数値目標を上げる必要はないということなのですけれども、例えば今回有害鳥獣の件なんか1人でぽんと来ると、どうしても話し相手もないし、何か前例もないことだから、誰かに相談することもできないしというふうなこともあります。これは、実際に地域おこし協力隊のホームページなんかを見ると、必ず隊員さんが言っていることなのですけれども、誰々さんがいてよかったとか誰々さんと一緒に動けたからというふうなのがあるので、1名と言わず、できれば2名ぐらいのセットで考えてもらえたらなというふうに思います。

1番目の地域おこし協力隊に関しては、そういう期待を込めて、この質問に関しては期待を込めて話を終わらせて、新規就農者について次質問を追加でさせていただきます。

新規就農者の質問の中で出ていなかったのが半農半Xという考え方です。これも例を、実情を紹介させていただきたいのですけれども、島根県では年間50万円以上の農業収入を目指す就農者に対して半農半Xの実践者として認定し、月額10万円の助成を一定期間行うという条例があるようです。あと、秋田県の八峰町では半農生活を体験してもらうプログラムをつくり、事業化されたものが去年から始まっています。あと、北海道の小清水町では半農半Xの短期労働者などの多様な受入れが鍵になるだろうということで、13億円の事業費をかけて受入れ拠点の施設を造るなんていう話、これ3つぐらいしか例は拾えなかったのですけれども、特に今すぐ農業をやるとなるとどうしてもいろんなハードルがあるものですから、例えば地域おこし協力隊で入った男性の嫁が農業を始めるだとか、いろんなケースというのがあって、そのケースに対する受入れなんか赤井川村で考えてもらえないかなというふうな思いもあって、先ほど質問に入れさせていただきました。いろんな情勢を見ながら柔軟に対応していくという答弁がありましたけれども、できればそういうふうな部分も積極的になるべきではないかなと思います。

そこで、また追加で何点か質問させていただきたいのですけれども、始める農業者とやめる農業者というのが当然出てくるわけですね。新規就農者で実際に営農する人と、年齢的にも農業を続けられなくなって、当然それが増減につながっていくと思うのですけれども、赤井川村として大体何年ぐらいにどのぐらいの農業者の増減があるか、予定されているか。それに対して、新規就農者の受入れ目標というか、今後どういう推移で新規就農、2名ぐらいという話ありましたけれども、その2名が妥当な数字なのか、その根拠になる部分ですね、

それがあるものか。

あと、先ほど言ったような半農半Xに対する取組というか、特別交付がなされて、自治体としてもそういうふうな方を求めていくべきかどうかという……ごめんなさい。その辺の考えがあれば教えてもらえたらと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 僕のほうから半農半Xの関係のご意見についてのお話をさせてもらって、あと目標、今後どのぐらいのというような部分については産業課長のほうに答弁させたいと思います。

半農半Xという発言、僕にしてみれば農的暮らしを要するに好む方々をどう受け入れるかという形の中で村の新規就農の類型の中に当時特区をして農地の面積をある程度小さい面積を持った中で農業をできる、農地を持てるというような取組をしました。その延長線上なのかなというふうに考えておりますので、もし先ほど例に挙げられたような地域協力隊で来て奥さんが農業を始めるとかといった場合でも、要するに農業というか、小さい面積でやって農地を持てるという仕組みは、1町も2町も持つというのではなくて、1反、2反でというところであれば、そういった取組を取れるような部分を制度的にもつくっているの、そういうところで対応していけばいいのかなというふうには考えてございます。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 先ほど連議員から質問のありました新規就農の目標的なものでございますけれども、明確に何か計画に目標というものは定めてはおりませんが、例えば年間2名という先ほど答弁の中にありましたが、村のほうでもいろんな事業をやる際には、基本的には2名受け入れて何とか農地の流動化を図っていきたいというふうに思っております。昨年も農地の基盤整備事業の中の資料にも書かせていただきましたけれども、基本的には2名程度を想定して、いろんな計画を組んでいるところでございます。明確に計画にはありませんが、それを基本にしていろんなことを考えているところでございます。

そしてまた、リタイアされる方についても、詳しくシミュレーションというのはまだ残念ながらしてはおりませんが、新規を入れる以上にやはりリタイアしていく方も多いただろうと。それは、人数に関してもそうですし、面積に関してもありますので、そういったものを少しでも緩やかにやれるように、あるいは現状維持できるような形でやっていければなどというふうに思っております。そういった形でございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 企業とは違うので、明確に損益分岐点だとか、対象目標だとかと決めるのはなかなか難しいかもしれないですけれども、どうも産業課、特に産業というふうな部分でいったら、村の、要するに産業をつくっていくというふうな部分で考えると、ある程度しっかりとした目標というのが僕は必要ではないかなと思うのです。目標がないから、人数いっぱい来たのはうれしいことなのですが、6名が来て、その次の年になったらゼロ名になったりだとかというのではなくて、やっぱりある程度計画を立てて、何年までにど



のくらいというふうなことと、あと辞めていく人はこのぐらいるから、このぐらいは増やさなければとかというふうなものが明確になっていなければ、何を目標に新規就農者を集めて、ただ来てくれたからラッキーというだけになってしまうから、ある程度どのくらいの目標というのをしっかり掲げるべきだと思うのですけれども、その辺全くないのですか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それが年2名程度、要するに2組程度というところで、地域就農研修生を希望者を入れるということは、それを受け入れるための指導してくれる農家さんも確保しなければならないし、その農家さんの考え方にもよるし、ただ単に作業員として、研修だよと言って作業員のように使われても困りますし、その後の営農活動にきちんとつながるような農家さん、もしくは組織にきちんと研修なりなんなりを受入れをしてもらわなければならないということを踏まえると、やはりうちの中では体制としては2名程度が大体いいところだろうと。多くても3名ぐらいなのかなということで、去年はコロナの関係もあって多く来たこともあって、それまでの取組の中で農業委員会の中で協議をしたりとか、そのぐらいは何とか、毎年ではないので、いいだろうということになったというふうには伺っていますけれども、基本やっぱり受け入れる側としてもきちんとした対応をしていかなければならないので、今のところ2名というのが年間受け入れられる基本となる、限定するわけではないですけれども、その数値が一つの目標であるというふうにご理解をいただければなというふうに思っております。あくまでも人と人とで、要するに人数を決定しているから、それに向かって、では誰でもいいのかといたらそういうわけにもいかないし、これも僕の経験上、あまりハードルを高くし過ぎると、なかなか就農研修に入れないという場合もあって、それもどうなのというようなこともありますけれども、やはり募集してきたから何でもどうぞという話にはなりませんので、受け入れる農家さんも教える側もやる気の人間ではないとやっぱりきちんと教えられないし、それは受け入れてくれる農家さんに生産組織にご迷惑をかけることにもなるので、そんなことも考えながらやっているということをご理解いただいて進めているということをご理解いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 当然新規で入ってくる方というのはやる気を持ってやっていると思うので、それは間違いのないと思うのですけれども、今6名がゼロになったというふうな部分でいうと、村長が言ったことに別に揚げ足取るわけではないですけれども、この年はあるけれども、次はないだとか、ここはいっぱい来たけれども、次はないだとかというふうになると、受け入れる側も戸惑うというか、特に今外国人労働者がすぐ来るわけでもないものですから、その辺もうまく、相手があるものですから、完全に何名ということは難しいとは思いますが、2名なら2名というものをしっかりと確保できるような体制というのをぜひつくってもらいたいなと思います。

次の再質問に移ります。移住定住の住宅の件なのですけれども、具体的なことという村長からの回答がありましたけれども、具体的な部分でいうと、以前教員住宅の話を予算委員会のとくにしたと思うのですが、教員住宅に関して農業者のほうで借りたいのだけれどもというふうに相談に行ったら、詳しくは聞いていませんが、内容的にとてもではないけれども、借りれるような内容ではなかったという報告を僕は受けています。だから、教員住宅の取扱いについてどうなっているのかと、あといろんな民間の住宅だとか、いろいろ利用できる部分というのもなかなか乏しいと思うのですけれども、考えられることとしては新規就農者に対して援助しているわけだから、ある程度何年か後には、今長くある制度ではないにしても、赤井川村の300万円の家を建てる資金を利用して何年か後には家を建ててもらおうとか、そうすると村の住宅から何年か後には脱出してもらおうというか、強制的にはできないかもしれないですけれども、なるべくそういうふうな部分での移行するような配慮、あと例えば今1人で住まわれているお年寄りとかいると思うのですけれども、我が家なんかもそうなのですけれども、2階の部分の何部屋かはほとんど使っていない。そういったところと新規就農者をうまくマッチングさせたりだとか、そういうふうな方法っていろいろあると思うのですけれども、何か具体的な部分というのを考えがあればお伝えいただければと思います。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 前回の議会のときにコロナの交付金を使って新規就農者の住宅の建設を考えているというお話をさせていただいたときに、教員住宅の話も議員の皆さんからご意見いただいて、あれを活用したらどうだというご意見もいただきました。その後、内部でも今検討してまして、方向としては新しく建てるのではなくて、今空いている教員住宅を農業者の新規就農研修生用に改修を今考えたいなと思っています。後ほど予算特別委員会等で議員の皆さんのご意見を聞いた上で方向性が出れば、今度村のほうでそれで進めていければなというふうには考えていました。まずは、そのモデル的な部分をやってみたい。あと、今全部で8戸入っているうちの2戸しか実際使われていない、要するに6戸空いている状態なので、まずは1棟2戸の部分でそういうような改修をかけて、そういう利用に使ってみようかなという形で今考えていました。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 再々質問かい。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 聞いていて、当初の1回目のしたものに対する答弁の不足の分だとかということ強く追及したり求めることはいいのだけれども、3番目の今課題に入っている、また新規就農の問題に戻ったりしているものだから、区切りつけながら質問してください。最後の質問です。

どうぞ。

○1番(連 茂君) 教員住宅に関して今回答を受けて、ほかに何かそれだけではなくて、例えば今のは多分新規就農者用の住宅ですよ。例えば地域おこし協力隊だとか、いろいろ住宅が新たに必要になるというふうなことも考えられるのではないかなと思うのですけれども、その辺の回答がなかったので、それだけ。

○議長(岩井英明君) 副村長。

○副村長(大石和朗君) 住宅の部分については、前にもお話をしたことがあるのですけれども、住宅の建設計画、建設課のほうで持って進めてまいりましたけれども、一時期空きが出たという部分と、予算的な兼ね合いから一時、一旦は凍結した中で住宅の改修というふうに今かじを切らせていただいています。そういう形の中で、今後の状況を見ながら、また住宅を新たに建設をしなければならない状況が来るのか、そういうものも含め検討はしていきたいと思っています。ただ、1つはまず新規就農者という部分が一番、まず農業労働力の確保という部分をどうにか村のほうとしては考えたいという考えの中から、農業研修生用の住宅という部分をまず先に手がけたいというふうに考えております。それ以外の協力隊も先ほど言ったように、さっき連議員が言われたように、何人の目標という形で年間の目標を持ってやっているという形ではないので、新たな仕事ができる、こういうことを募集をしていきたい。それに向かって住宅が足りないから、ではどうしようかという部分をまた新たに考えていかなければならないかな。住宅ありきで全部進めてしまうと、結局村としては空き家を作ってしまうという形になってしまっても困るのかなという部分で、それは需要と供給のバランスという部分があるかと思っておりますので、その点もその都度また議会とも協議をさせていただきながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長(岩井英明君) 続きまして、能登ゆう君。

○4番(能登ゆう君) 質問いたします。

まず、地域の担い手、人材の育成、確保についてです。村長が就任された年の冬に新型コロナウイルス感染拡大が起り、私たちを取り巻く社会環境、日常生活も大きく変化しました。前例がない事態、その連続で、村政のかじ取りには大変なご苦労があったであろうと思います。コロナ、コロナで過ぎてきた感がありますが、就任から間もなく4年目を迎えるに当たり、改めて村長が当初課題として上げられたテーマについて質問いたします。

少子高齢化の進展に伴い、村内の人手不足はあらゆる業種で顕著に現れており、特に福祉や介護、農林業の現場における人手不足は村の大きな課題の一つであると感じています。これは、村長が後援会会報へ寄せた一文です。同時に村長は4つの目標、子供たちの成長を地域みんなで支える、元気いっぱいの子いちゃん、ばあちゃんを増やす、活力ある地場産業を育てる、村政の見える化を進める、この4つを掲げられました。

1点目の質問として、目標を達成していくためには、単なる人手というよりも、その担い手となる人材が不可欠であると感じます。少子高齢化、経済的停滞といった縮む社会の中で、ただ待っているだけでは現れるものではありません。コロナ禍で仕事を失い、困窮する方々がいる一方で、人材不足は依然として深刻です。自治体としても戦略的な人材の育成、確保

が必要と考えます。村長は、どのような具体策をお考えになり、取り組まれているのか伺います。

次に、2点目です。処遇改善は人材を確保する上で大切なポイントと考えます。社会を支える、いわゆるエッセンシャルワークの多くが低処遇でなり手がいない、コロナ禍はそんないびつな状況を露呈しました。コロナ克服・新時代開拓のための経済対策、令和3年11月19日の閣議決定を踏まえ、公的部門における分配機能、人への投資を強化するため、介護、保育等の現場で働く方々の収入を引き上げる取組が始まりました。福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金と保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業とのことです。公立の施設、事業所も対象となるそうですので、村のデイサービスセンター、保育所でも当てはまるのではと思います。事業を有効に活用し、少しでも処遇改善に努めていただきたいところですが、村としては実施しない方針であると伺いました。その理由についてご説明ください。

3点目です。地域おこし協力隊制度は、地方のニーズと都市部の人材をつなぐ有効なツールの一つと考えます。役場職員の下働きのような扱いをされるなど、マッチングの課題も各地で多々指摘されているものの、様々な分野で活躍されている様子は近隣町村からもしばしば伝えられております。先ほど連議員からもたくさんの事例のご紹介がありました。本村においての実績や、あと現在の隊員の人数等については、先ほど連議員の質問のご回答の中でお聞きしたので、それを踏まえてもっと幅広い分野に、例えば福祉や教育、文化などの分野でも募って、多様な担い手を受け入れる器を用意してはいかがでしょうかと思います。先ほども連議員の質問の中にもありましたけれども、周りの自治体ではたくさんの人数を受け入れて、いろんな分野で活躍されているところも見受けられますので、赤井川村でもそのような制度の活用の仕方があるのではないかと、村長の答弁をお聞きした上でもそう感じます。改めて村長のお考えを伺います。

2点目の質問です。改正個人情報保護法への対応について伺います。昨年5月にデジタル社会形成整備法が公布され、個人情報保護法が改正されました。国の行政機関、独立行政法人等については今年の4月から、地方公共団体、独立行政法人については来年、令和5年の春から施行される予定となっています。この改正によって、従来国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人について、それぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈、運用することとなり、今後自治体も対応を迫られることとなります。個人情報の保護は、各地の自治体が国に先行して条例整備を行ってきた背景もあり、国会の附帯決議では自治体の条例制定について、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重することが盛り込まれました。しかしながら、既定の標準化により、本人からの直接収集原則や要配慮個人情報の原則収集禁止など、自治体が原則としている規定がなくなってしまうのではないかと、そうした懸念も指摘されています。

- 1、改正個人情報保護法に対する村長のご見解と条例整備等の予定について伺います。
- 2、個人情報の取扱いについて、現行の役場内の研修体制について伺います。また、法改

正への対応も含め、今後どのように意識啓発を図っていくか、お考えを伺います。

3、福祉分野や災害時など、本人の同意を前提に、場合によっては本人の同意がなくても関係機関による個人情報の共有が重要な場面もあろうかと思えます。個人情報保護が必要な行動のかせになってしまわぬよう、ふだんからの合意形成が必要だと思えます。村長のご見解を伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員の一般質問についてお答えをさせていただきます。

まずは、地域の担い手、人材の育成、確保についてでございます。1点目の戦略的人材の育成確保の具体的な取組についてですが、育成という面を捉えるなら、長期的には学校教育の質的向上への取組でしょうが、現状の改善では村政の中心となる村職員の資質を向上させ、能力を引き出すため、業務的な研修のみならず、自己啓発につながる学びや討論の場を設ける研修の機会を増やすなどに取り組んでおります。また、確保、育成という外部登用の面から捉えるなら、地域おこし協力隊をはじめ、村内で起業や村内事業者の連携につなげていけるような人材や企業を確保するプロジェクトを官民における包括的連携の中で進められるよう取組を進めております。

2点目の介護、保育現場で働く村の会計年度職員の処遇改善についてですが、保育部門における会計年度任用職員の処遇改善につきましては、近隣の町村や他地域の状況を調査し、当村と比較検討をしたところ、他自治体の保育士資格を有する会計年度職員と比べても厚遇であり、また札幌市が行っている保育士等調査における当村保育所と同規模の従業員施設規模別1から9人の保育施設の給与平均と比較しても、同様の結果となっています。このことから、現状においては当村保育部門における会計年度職員について、処遇の改善を要しないと判断いたしました。介護職員の処遇改善については、本村の介護職員賃金と近隣の介護事業所求人情報等を比較しても低賃金ではないこと、また他の会計年度職員との均衡を考慮した判断であります。なお、処遇改善加算を実施した上では、少なからず利用者のサービス料の負担も増えることも実施しない判断の一つとしておりました。

3点目の地域おこし協力隊についてですが、基幹産業や起業という面だけではなく、観光、教育、福祉、情報通信、地域づくりなど各地域において様々な活動がなされております。現時点では、先ほどの連議員へのお答えと重複しますが、有害鳥獣対策や新規就農、さらには地域商社づくりの検討をはじめ、協力隊員のライフプランにもよりますが、村内企業への就職など、任期满后に地域に定着でき得る受皿づくりもしっかりと見据えながら地域おこし協力隊制度を活用していきたいと考えております。

次に、改正個人情報保護法への対応についてでございます。個人情報保護法の改正については、民間事業者を対象とする個人情報保護法をはじめ、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合され、地方公共団体の個人情報

保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールとして定められることになりました。

1点目の改正個人情報保護法に対する私の見解と条例整備についてですが、村が行う行政手続、行政サービスの信頼性を確実なものとするため、改正法の目的である個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護に取り組むことであると認識しており、条例整備については令和5年4月の条例施行に向け個人情報保護法改正に伴う法制支援業務として関連費用を予算計上させていただいております。

2点目の役場内の研修体制については、本年1月に個人情報保護と情報公開制度に関して、道外自治体で法務審議官をされている弁護士の方を講師に、全職員を対象に研修会を実施しており、新年度においても研修費用を確保しております。なお、法改正により統一的な基準に基づく取扱いが必要となることから、法制支援業務の中に新個人情報保護運用の手引を作成する費用も含んでおります。

3点目の災害時における個人情報の取扱いですが、ふだんからの合意形成もさることながら、現在示されている改正法ガイドライン案において、権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、本人の生命、身体または財産を守り、保護するために必要であるときは、例外的に利用、提供を認められること、また現在見直し作業を進めている避難行動要支援者リストについては、災害対策基本法に基づき、これらを適切に運用していくことが必要であると考えておりますので、そういった方向で今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 地域の担い手、人材の育成、確保についての再質問ありますか。  
能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ありがとうございます。再質問いたします。

順番にお聞きしたいと思います。1点目の回答について、先ほどご紹介したように、馬場村長、選挙時のご挨拶の中では特に福祉や介護、農林業の現場における人手不足を上げられております。役場職員の方の資質向上などに取り組まれているとのことですが、そもそも上げられたこれらの福祉、介護、農林業ですね、その辺の人手不足、人材不足に対する取組というのはいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

また、答弁の中でありました村内で起業や村内事業者の連携につなげていけるような人材や企業を確保するプロジェクトというのを上げられておりますが、具体的な中身について、取組の中身について教えてください。

次、2点目については、国で今処遇改善進めまじょうと取組をしているのは、やはり保育、介護など、いわゆるケア労働の現場ですね、そこで働く方の処遇がやはりほかの産業分野の労働者と比べてもかなり低く抑えられている。だから、処遇改善取り組みまじょうということとで事業が行われております。なので、村長の回答の中では、低いと言われる保育の現場で働いている方同士を比べて、ほかの周りの近隣の自治体と比べても赤井川村は遜色ないの

で大丈夫というご回答なのですが、そもそも比較の対象が間違っていないかと感じます。その点いかがでしょうか。

また、介護職員の処遇改善加算を実施していない理由として、利用者のサービス料の負担が増えるということが上げられておりましたが、サービス料の負担、どのくらい大きくなるのか、それをお聞きしたいと思います。サービス料の負担が上がったとしても、処遇改善が進まなくて人が集まらなければ、そもそもサービス提供する人がいないという状況になりますので、どちらがいいのかという話にもなりますので、その負担感がどのくらいなものなのかご紹介いただければと思います。

3点目の地域おこし協力隊につきましても、村長上げられた福祉、介護、農林業の現場について、もっともっと人材募集かけてもよいのではと思います。先ほども連議員の答弁の中ででしたが、今までの反省に立ってとおっしゃっていましたが、今までの反省というのはどのようなもので、それを踏まえて村としての今後、私が質問の中では文化や芸術、そちらの方面にも募集しても、そういう分野でもいいのではないかと思います。いわゆる人手不足という分野だけではなく、そちらのほうについてももう少しお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、今るる再質問された中で、サービス料の負担の金額だけは担当課長のほうから説明させます。

まず、1点目の関係の人手不足、では福祉や介護のほうはどうなのかということで、私が就任して以降、例えば福祉分野でいえば社会福祉協議会の人数を多くして活動できる体制をきちんとつくっていくと、協議会の中での人材育成というものをきちんとやっていくというようなところに手をつけさせていただきました。また、介護についてはまだ、この4月からですけれども、指定管理という形の中で専門的な知識を持った職員において介護サービスしていくということに取り組ませていただきました。また、人材や企業を確保するプロジェクトって具体的にはということで、まだ具体的にはなっていませんけれども、前回の臨時議会か議会協議会の後に常盤の活性化支援センターの有効活用という部分の中で今シンクタンクのほうといろいろと検討を進めながら、そういった人材、企業の誘致というものを考えていきたいというお話をさせていただいておりましたので、そのことだというふうにご理解をいただければというふうに思います。

2点目の会計年度任用職員の職員については、間違っているのではないかというふうにご質問なので、間違っていないというふうに判断して進めております。

サービス料は、担当課長のほうから答えさせていただきます。

3点目の地域おこし協力隊の反省点は何かというのは、前にもお話ししていますけれども、道の駅で協力隊を募集したときには、やっぱり所期の目的は地域の中をいろいろ巡回しながら、地域の方とそういった産物の生産ということを目標にしたのですけれども、なかなか思うようにそういった取組ができなかったということが反省の上に立って、やっぱりそ

ういった部分をきちんと地盤をある程度つくった上で取組を進めるということが必要なのかなという部分で、そういった部分が反省というふうに考えてございます。

他分野もどんどん入れるべきではないかというのは、先ほど連議員からの質問にもお答えしたように、他分野においてそういった定着していくような部分のプロジェクトなり事業を進めることの見通しがつけば、そういった取組も必要かなというふうには思っていますけれども、現時点で私の今の具体的に取り組んでいる中にそういった文化的なものだとかそういった部分は今のところないものですから、ご意見として伺っておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、私のほうから処遇改善加算についてご説明させていただきます。

参考までに1人当たり1万5,000円相当を処遇改善した場合につきまして、介護度によってそれぞれ金額というのは変わってくるのですが、介護度1の場合でデイサービスセンター1日利用された場合には約50円の増額となります。介護度1の方でおりますと、うちのデイサービスセンターにつきましては週2回の利用をされている方が多く、1か月、週2回の利用で4週で、50円の単価を掛けますと、大体月額400円くらいの金額が増額というような形にはなるかというふうに試算はしておりました。デイの運営委員会等において、給食サービス料が高いだとか利用料が高くてなかなか利用したくても来れない人もいるのだというような声もいただいている中で、なるべく金額は増額することなく、低サービス料でよりよいサービスを提供できるようにしたいという考えの下から、処遇改善加算は今現在行っていないという状況ではございます。

○議長（岩井英明君） 表題1の再々質問はありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 1点目につきましては、承知いたしました。

2点目につきましてですが、比較の対象が間違っていないというお答えでしたが、考え方の違いかもしれませんけれども、私としては明らかに間違っていると思います。他分野と比較して低いから処遇を上げましようとしているのに、同じ分野の中で比較してもしようがないのではないのでしょうか。ほかの会計年度職員さんとの均衡を考慮したというのは、それは合理的なお答えだと感じました。

そして、サービス料の負担が、今ご紹介してくださってありがとうございます。介護度1の方で月400円くらいということで、確かに昼食代1回600円が払えないからデイに行けないという方、結構いらっしゃると思います。そういう中で、やっぱり月400円の負担というのは大きいだろうと思います。

ただ、先ほども申し上げたように、だからといって、それで人が集まらなくて、そもそもサービスが提供できないとなると本末転倒ですので、その辺は今後4月から指定管理とな



りますが、デイサービスの運営協議会ですか、そういう場もありますので、利用者の方の声なども聞きながら、よりよいサービス、もちろん働く方の処遇も含めてですけれども、よりよい形で進められていけるように村のほうとしても取り組んでいただきたいと思います。

また、3点目です。地域おこし協力隊、ここをもう一点お聞かせください。今までの反省として地域の方を回るような取組ができなかったというお答えでしたが、その原因というのはなぜだったと、どのように分析されているか、そこだけお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） やはり当初高齢農家さんなんか、要するにちょっとした畑で野菜を作るとかと、そういうことをイメージしながら、農家さんを回りながらそういったものを出荷してもらうということも想定していたのですけれども、なかなかそういったところにつながらなかったと。例えば小物野菜を作ってもらうというような呼びかけをしても、なかなか乗ってくれる人がいなかったという部分で、地域おこし協力隊の活動というよりは、そういった生産活動面での取組というものも並行してきちんとやっていかないとならなかったという部分も反省の一つと。具体的に言えば、そういった部分で捉えております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 表題2に対しての再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、2番目の改正個人情報保護法への対応について再質問いたします。

まず、1点目についてですが、質問の中で懸念しているのは、個人情報保護条例の後退なのです。国の基準に合わせることで、今まで自治体が先行して行っていた本人からの直接収集原則や適正収集の原則など、そういうことがなくなってしまうのではないかと、そういう懸念があって質問いたしました。その部分触れられていなかったので、そういう中身が後退することがないか、そこについて明確に答えていただきたいということを伺います。

あと、2点目につきましては、法制支援業務の中でということですね。研修費用を確保して個人情報保護運用の手引なども作成するということですが、法整備がしっかりされるのは当然なのですが、それとともに住民の方から見れば、その情報を扱っている職員さんへの信頼感というのがまずとても大事なのではないかと、住民の方からの声を聞いていると大変思うところです。例えば身だしなみ一つであるとか言葉の使い方、対応、住民とのやり取りの中の言葉遣い、そういうもろもろのことですね。制度としてどうかも大事ですけれども、一方でそういう職員さん自身への信頼感の醸成というのも非常に大切だと思います。その辺につきまして、それも研修という形なのか、職員さん同士の声かけなのか分からないですけれども、役場の中ではどのように意識の啓発ですね、取り組まれているかお聞かせください。

3点目に関しては、見直し作業を進めている避難行動要支援リストというのが出てきましたので、これの共有状況ですね、関係機関の中で適切に共有は進んでいるかどうか。リス

トがあるというのは何年か前かの委員会の中でご報告いただいているのですけれども、そのときにはまだ役場の中で、行政の中で作成しただけで、消防やら福祉関係の機関とは共有はしておりませんというお答えでしたので、いざというときには担当職員さんが無事であるかどうかというの分かりませんので、なるべく平時から共有が大切な部分かと思いますので、そこら辺の状況をお聞かせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今の3点のご質問についてお答えします。

ご懸念されている法改正によって、そもそも自治体が先導して個人情報保護の理念をつくってきたという部分が国の法律に一括でいくことに対する懸念というふうに理解をいたしましたけれども、その点につきましては法の趣旨に鑑みてという形になってしまいますけれども、立法の趣旨が全国統一のルールの下で仕事をしていきたいと思いますということになりましたので、それらを粛々と我々職員に手引をつくったり、しっかり制度を把握させる中で業務を進めてまいりたいというふうに思います。

2点目の職員の信頼感の部分につきましては、改正個人情報の保護というようなお話よりは、接遇の点かなというふうに私は理解をしてしましたが、それら地域住民の皆さんからのご意見があるのであれば、まずは今日この場でこのようなお話があったということ職員にしっかりお伝えしたいと思えますし、採用時に接遇研修というものをしますけれども、それ以外はなかなか接遇の研修というものも、過去に七、八年前にやっけてからしておりませんので、必要あれば接遇の研修というものも検討はさせていただきたいというふうに思います。

最後3点目、民生部門との連携の部分につきましては、今リストの見直しに当たりましては、福祉の関係部局のほうで連携をしながら、村の民生部局だけではなくて、社協さんという方のご意見をいただきながらリストを見直ししているというところで回答にしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 再々質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 1点目につきましては、先ほど最初の質問でも申し上げましたけれども、自治体の条例制定については地方自治の本旨に基づいて最大限尊重することということが国会でも附帯決議されているので、自信を持って自治体として先行している部分はぜひ、それこそ必要性の判断は村のほうでということになりますでしょうけれども、ぜひ先行している部分、わざわざ削るようなことがないように、これは要望として申し上げます。

あと1点だけ質問させてください。2点目について、今接遇の問題かなというお答えでしたが、接遇という言葉も聞き慣れない言葉なのですけれども、受け答えとか、そういうことももちろんなのですが、やっぱりこの運用面なのです。きちんと運用されているか、その決

まりが。結構小さい自治体でもあるので、顔見知りも多いし、住民の方から具体的によくお話に出るのは、なぜこの人が私の例えば携帯番号を知っているのだろうかとか家族構成を知っているのだろうかとかとよくお話に出るのです。なので、運用面も含めて、やはり徹底していただきたい。お役所の人だからこそ、信頼して何でも話せるように住民の方にはなっただきたいですし、そして財産やら、あと税情報ですね、収入やら全ての情報が集まる機関でもありますので、その辺はぜひ緊張感を持って、住民の方と接するときにもちょっとした話の中で他人の個人情報が出てしまったりとかそういうことのないよう、運用面について一度どのように取り組んでいかれるか。先ほど接遇のことについてはこれからまた研修も行っていきたいということでしたが、いま一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 前々から村の職員と住民さんの間のちょっとした会話の中で個人情報が漏れているのではないかというような話は以前からありました。我々としてもその都度、先ほどの総務課長の答弁ではないですけれども、すぐ職員のほうに指示をさせていただきますというようなお話もあったとおり、そういったお話を聞けばきちんと職員のほうに伝達をして、気をつけるようにというふうにしていますけれども、やっぱりそういった話、それぞれ職員も、私もそうですけれども、職員に対してやっぱり地域住民とコミュニケーションを取って、役場の中にいるだけではなくて、どんどん出て行って住民の人とお話をしてという中に、やはりついついいろんな話をしていってぼろっとしてしまうというようなこともあるのかもしれないので、なるべくというか、職員がそういったことをきちんと認識をしながらコミュニケーションを取っていくということを、またいま一度庁内のほうにきちんと徹底をさせていきたいというふうに考えております。ただ、その辺の線引きがなかなか難しく、仕事上でのコミュニケーションの取り方と、家へ帰ってから家族ぐるみでのコミュニケーションの取り方というのもあって、そこも再三お話ししているのですけれども、くれぐれもそこはきちんとわきまえるようにといった形の中で、また職員のほうにはきちんと指示をしていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

#### ◎令和4年度の米政策に関する意見書について

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、新おたる農業協同組合、令和4年度の米政策に関する意見書が届いております。

これについては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、令和4年度の米政策に関する意見書については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

ご苦労さまでございます。

（午後 3時12分散会）